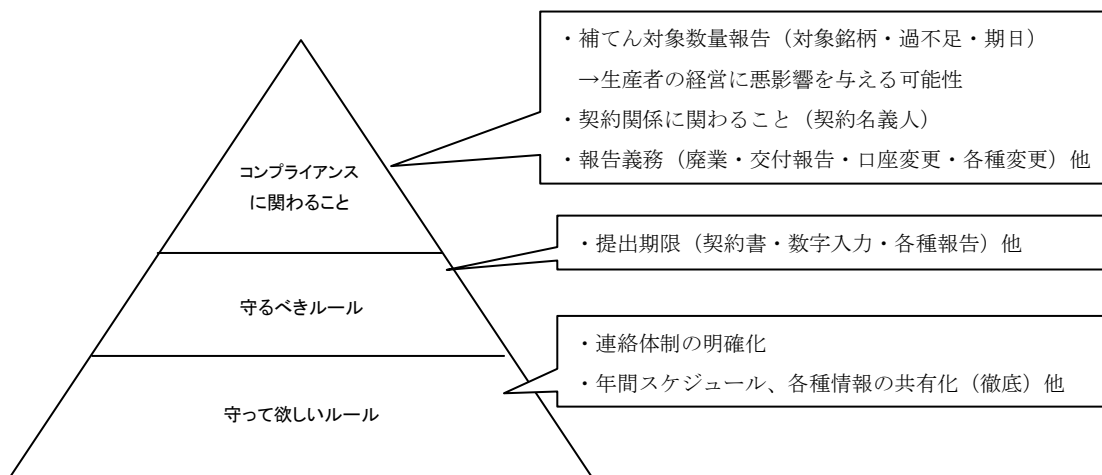


配合飼料安定基金を取り扱う上での心得について

I. 配合飼料安定基金はルールに基づいた制度です。

- ・配合飼料安定基金（全農基金）の運営は県連・県JA・全農・（独）農畜産業振興機構・農林中央金庫を正会員とした一般社団法人全国配合飼料供給安定基金により行われています。
- ・安定基金業務は定款ならびに業務方法書で定められたとおりに行わなければなりません。
- ・基金はその行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他機関との緊密な連絡のもとにその業務を効率的、かつ、効果的に運営するものと規定されています。
- ・特に異常基金の補てん財源はその半額を国が助成しており、誤った支出は重大な問題となります

II. 業務の重要性・重大性に関する認識



- ・安定基金業務はその運用方法により重大なコンプライアンス違反につながるケースがあります。業務はルールに基づき行うことを徹底し、担当者任せでなく、所属長の管理の下で行う必要があります。
- ・所属長は安定基金の制度・業務内容を十分把握したうえで契約から補てん交付までの一連の流れに責任を持つ必要があります。

III. 安定基金業務実施上の心得

- (1) 誤った処理は系統組織の存続を脅かす
- (2) 誤った処理は相手先経営へ悪影響を与える
- (3) 誤った処理は配合飼料推進の妨げになる

I. 安定基金の概要

1. 安定基金とは

Q1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか

A：配合飼料安定基金は、輸入飼料原料に由来する配合飼料価格の短期的で、かつ、急激な変動が畜産経営に与える影響を緩和することを目的とした制度です。

本制度は、畜産経営者及び配合飼料メーカーが積み立てた基金（通常基金）により運営される通常補てん制度と、これによつては対処し得ない大幅な配合飼料価格の高騰があった場合に発動され、その財源の一部を国が助成している異常補てん制度（異常基金）から構成されています。配合飼料安定基金とは、加入生産者等から一定のルールのもとに積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に一定の要件のもとに補てん金を交付することにより、配合飼料の値上がりにより受ける加入生産者の畜産経営への影響を緩和することを目的とした制度です。

Q2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか

A：畜産物生産費に占める飼料の比重はきわめて高く、しかも飼料原料の大部分は輸入に依存しており、その価格は大きく変動します。

したがって、飼料原料の高騰による畜産経営への影響をやわらげ、飼料の価格変動の波をできるだけ平準化して経営への打撃を緩和するこの安定基金制度がどうしても必要です。それにより国内の畜産生産基盤を守り、国民に必要な食糧を安定供給します。

Q3 通常基金はどのような経過でできたのですか

A：昭和38年の米国内の干ばつと西欧諸国の穀物需要の増加から米国内のとうもろこし市況が上昇し、40年まで配合飼料価格が連続して上昇する事態となりました。

このため、43年に全国購買農業協同組合連合会（現在の全農）が主体となる「全国配合飼料供給安定基金」（以下「全農基金」という。）と全国酪農業協同組合連合会（全酪連）が主体となる「全国乳牛配合飼料価格安定基金」（現在の全国畜産配合飼料価格安定基金、以下「畜産基金」という。）が設立され、さらに48年に日本飼料工業会が「全日本配合飼料価格安定基金」（現在の全日本配合飼料価格畜産安定基金、以下「商系基金」という。）

を設立し、現在の3基金体制が整備されました。

3基金は、民法34条に基づき主務官庁（農水省）の許可を得て「社団法人」として設立されましたが、公益法人制度改革により平成26年度から（商系基金は25年度から）「一般社団法人」に移行しました。

Q4 異常基金はどのような経過でできたのですか

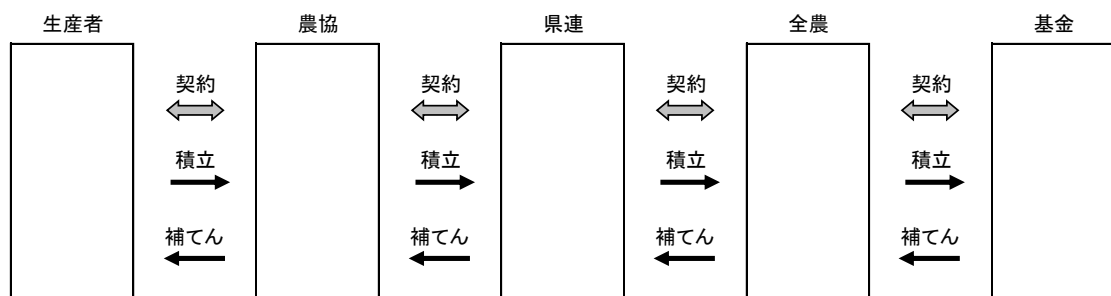
A：昭和47年から50年にかけてアルゼンチン、オーストラリア等の大減産やソ連、中国等の不作に端を発する飼料穀物の国際相場の高騰により配合飼料価格が大幅に上昇しました。

このような経緯を踏まえ、畜産経営者の負担能力を超える配合飼料価格の高騰は、国と民間の共同責任で対処すべきであるとの観点から、50年に異常補てんの実施主体である配合飼料価格安定特別基金（現在の配合飼料供給安定機構。以下「飼料機構」という。）が設立されました。

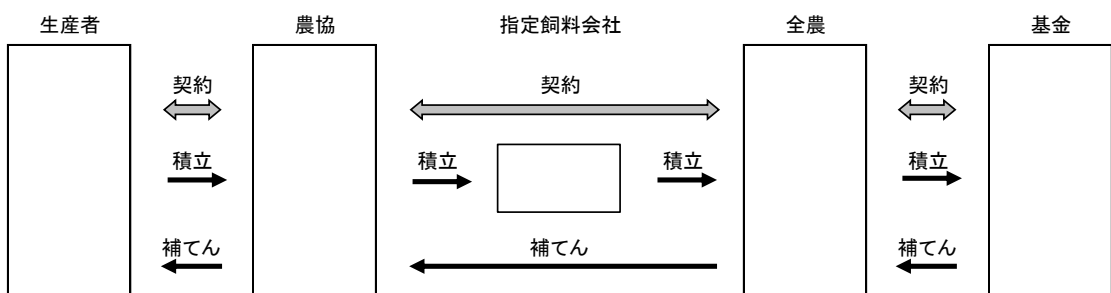
Q5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか

A：基本的な流れとしては、契約の締結、積立金の納付、補てん金の交付の3つがあります。全農と県連の合併や、配合飼料事業の飼料会社への移管等により、以下のようなパターンがあります。

（1）県連・農協が飼料事業を行う県域



（2）指定飼料会社・農協が飼料事業を行う県域



- ①契約は、指定飼料会社が契約の当事者となれないため（基金の会員となっていないため）、農協と全農が契約します。
- ②積立金は、全農が業務代行契約を結んでいる指定飼料会社が農協より徴収します。
- ③補てん金は、全農が直接農協へ交付します。
- ④指定飼料会社直対の生産者については、契約は全農と直接契約、積立金は指定飼料会社が徴収、補てん金は全農より直接交付となります。

Q6 指定飼料会社とはどこを指しますか

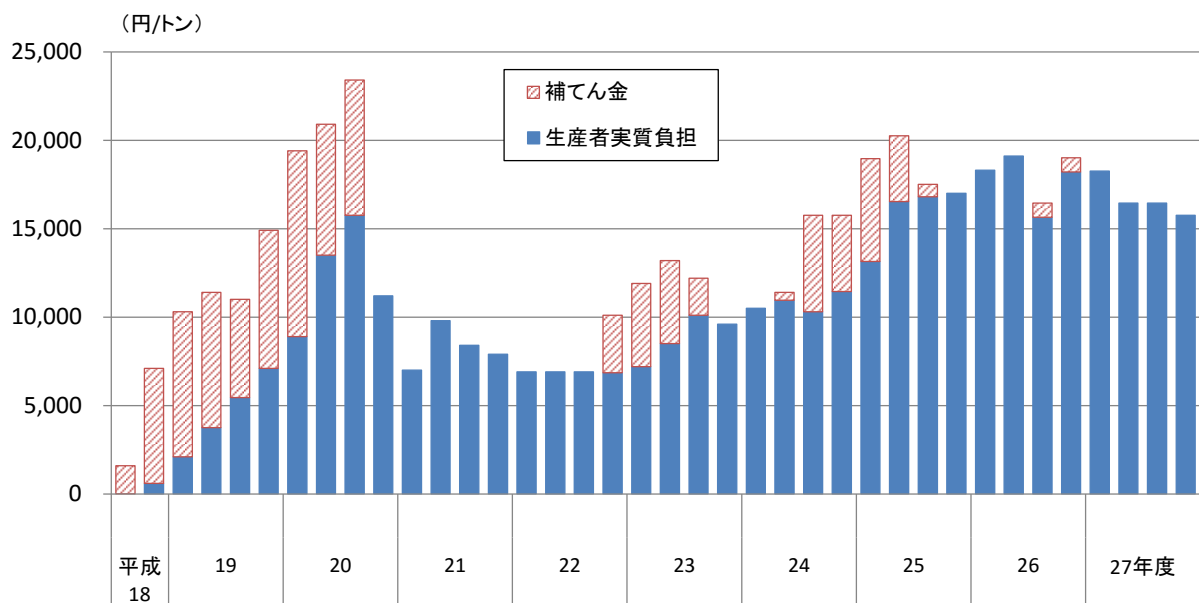
A：JA全農北日本くみあい飼料株式会社、JA東日本くみあい飼料株式会社、JA西日本くみあい飼料株式会社、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社です。

指定飼料会社は、全農に代わって配合飼料を供給する会社として位置づけられており（業務方法書第3条）、指定飼料会社管内では、全農との業務代行契約により、指定飼料会社が契約の集約・積立金の徴収などの業務を行います。

Q7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか

A：急激な価格上昇が生じた際に補てん金が支出され、畜産経営に与える影響を緩和しています。平成18年から20年にかけての長期にわたる高額な補てんも実施してきました。

飼料価格の値下がり傾向を受け、平成27年度は補てん発動がありませんでしたが、納入された積立金は今後の補てんに活用されます。



※平成18年10～12月期を基準として、全農全畜種平均価格改定額と安定基金の補てん単価により生産者実質負担を試算したもの。

2. 安定基金の運営

Q8 基金はどのように運営されているのですか

A：安定基金（全農基金）は県連・県JA・全農・（独）農畜産業振興機構・農林中央金庫の15会員を正会員としており、会員による年1回の通常総会を開催しています。業務の運営に必要な方針決定は、理事会で行っています。また、会員の役職員および学識経験者である評議員が、評議員会で、理事長の諮問に応じて必要な事項を調査審議します。日常の業務は、東京都千代田区内の事務所で常務理事1名、職員2名で執り行っています。

Q9 評議員会の果す役割は何ですか

A：評議員会は理事長の諮問機関です。しかし実際の運営にあたっては組織全体の意見を十分反映させるため、積立てや補てんに関する一切の重要事項は評議員会の意見をきいた後、理事会にはかって決定する仕組みとなっています。

Q10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか

A：全国的バランスを考慮して地区別に以下を基準に選出しています。

地区	理事	監事	評議員
札幌事業所管内	1名（県連）	—	1名（県連）
東京事業所管内	3名（農業者等）	1名（農業者等）	3名（全農県本部） 1名（県連）
大阪事業所管内	1名（農業者等）	—	1名（農業者等） 2名（全農県本部）
福岡事業所管内	1名（農業者等） 1名（県連）	1名（県連）	1名（県連）
全農	2名	—	1名
農林中央金庫	1名	—	—
学識経験者	1名	—	—

Q11 基金の運用結果はどういう方法で生産者に報告するのですか

A：補てん交付額ならびに基金の年度末の収支状況等は評議員会、理事会ならびに総会に報告され、さらに事業報告書等決算関連書類は、安定基金のホームページで閲覧可能です。
(<http://www.esakikin.or.jp/>)

Q12 通常基金はなぜ「社団法人」から「一般社団法人」に変わったのでしょうか

A：明治29年の民法で定められた公益法人制度は、公益性の判断基準が不明確であることや、営利法人類似法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題があるとの指摘がありました。

そこで平成20年に「公益法人制度改革関連3法案」が施行され、5年以内に公益法人または一般社団法人に移行または解散することとなりました。

そして公益法人等認定委員会による審査の結果、飼料機構は公益社団法人として認定、3基金は一般社団法人として認可されました。

Q13 通常基金が「社団法人」から「一般社団法人」になって、何が変わりましたか

A：主な変更点として、（１）運用利子に20.3%の課税（２）企業会計同様の会計基準の適用（３）大規模一般社団法人（200億円以上の有負債）への会計士監査の導入、（４）剰余金（利益）の分配禁止などがあります。

このため、基本契約期間満了時の割戻しができなくなりました。そこで新たに業務方法書を変更し、基本契約期間満了時に当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計額の4分の1に相当する額を超えるとみこまれるときは、年度開始前に農林水産省の承認を受けた上で、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、積立金の納付を免除できることとしました。

3. 安定基金システム

安定基金システムでは、積立から補てんにいたるデータを一元管理し、生産者別の契約数量、出荷数量を農協から直接入力することで、事務処理の労力軽減をはかっています。また、契約数量と出荷実績をもとに補てん対象数量・補てん金額を自動的に算出し、積立から補てんにいたる手続きに必要な帳票を出力することが可能です。

配合飼料安定基金システム ホームページアドレス

<http://www.as16.zis-ja.com/kkn-home.htm>

Q14 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか

A：安定基金システムを使用するにはIDとパスワードが必要です。P117～118の「安定基金システム使用者申請書」を提出いただければIDを発行しますので、他に漏れないよう十分に注意して管理してください。発行されるパスワードは仮パスワードですので、最初にシステムにアクセスした際に各自で設定してください。（IDやパスワードを机やパソコンに貼り付けたりしないで下さい）

もし、IDやパスワードが漏れた場合は、至急、全農にご連絡ください。ID・パスワードの再発行を行います。

アクセスできる情報範囲は、農協は管内のみ、県連はその県内のみというように制限されています。パスワードは使用者が90日以内に変更して使用して下さい。

Q15 安定基金システムの運用時間を教えてください

A：安定基金システムの運用時間は、以下のとおりです。

時期	システム運用時間
通常	月曜日～土曜日 6：00～22：00
出荷実績入力期間 (1月・4月・7月・10月)	月曜日～土曜日 6：00～ <u>24：00</u>

※出荷実績入力期間のみ、終了時間が2時間延長されます。

Q16 どのパソコンからでも使用できますか

A：インターネットにつながっていて、下記の条件を満たせば、どのパソコンからでも使用できます。（パソコンを更新した際はご注意ください。）

パソコン（OS）：ウィンドウズ Vista、7、8、10

インターネットブラウザ：インターネットエクスプローラー 7、8、10、11

オフィスソフト：マイクロソフトオフィス 2007、2010、2013

Q17 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押しても次の画面が開きません

A：ポップアップブロッカー機能が有効になっていることが原因である可能性があります。インターネットエクスプローラーの「ツール」メニューから安定基金システムのポップアップを許可するなどしてください。詳しくは、トップ画面右下の「よくあるご質問（FAQ）」をご覧ください。

Q18 ID・パスワードを忘れてしまいました。どうしたらよいですか

A：IDは分かっている、パスワードを忘れてしまった場合は、ID・パスワードの入力画面の「ID、パスワードを忘れた方」からパスワードを再発行してください。登録のメールアドレスに新たなパスワードが通知されます。メールアドレスを事前に登録されていない方や、登録したメールアドレスが分からない方は、全農本所にご連絡いただければ、お調べします。

IDを忘れてしまった場合は、全農本所にご連絡いただければ、IDをお調べします。

Q19 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のIDを使用してもいいですか

A：IDは個人別に発行しているものです。担当者が代わった場合は、「安定基金システム使用者申請書」を提出し、新たにIDを取得してください。

Q20 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、どうすればよいですか

A：「データ送受信」メニューにより、契約入力や実績報告の際、あらかじめ Microsoft Excel

で数値入力を行ったファイルを、システムにアップロードする事でデータ登録ができます。

この機能を活用することで、インターネットへの常時接続ができない場合も、アップロード時のみインターネット通信を行うことで業務を完結できます。

また、全くインターネット環境がない場合は、あらかじめ Microsoft Excel で数値入力を行ったファイルを、インターネット接続可能な事務所等へ送り、アップロードする事ができます。

Q21 県連やとりまとめ部署が農協の代わりにシステム入力したり、進捗状況をチェックすることはできますか

A：県連等は、管内農協分の契約や実績の入力および出力が可能です。

この機能をいかして、県連等には管内農協が入力した情報のチェックや、入力の遅れた農協への確認をお願いします。

Q22 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか

A：エクセルで使用可能なデータ（CSV形式）をシステムから取得することが可能ですので、これを取得して活用することができます。

※エクセルで展開したデータは個人情報にあたりますので、取扱いに十分注意し、絶対に他に漏れないようにして下さい。

Q23 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか

A：契約書の画面では、組合長名を修正して契約書を出力すると、そのとき新しい組合長名で出力されますし、マスタが更新されるため、次回以降も、新しい組合長名が表示されます。

通知文書（積立金通知書、補てん金通知書）の画面で、組合長名を修正して出力した場合は、マスタは更新されないため、そのときは新しい組合長名で出力されますが、次回同じ画面を開くと、修正前の組合長名となります。マスタの修正を行いたい時は、契約書の画面で新しい組合長名で一度出力してください。

なお、マスタの更新を契約書画面に限定しているのは、契約書が組合長名での締結であるのに対し、通知文書は支所長や畜産担当部長名等での発信となる場合があるためです。

4. 個人情報の取り扱い

平成17年4月に個人情報保護法が施行されました。安定基金における個人情報の取扱いについて十分注意の上、業務管理を行ってください。

(1) 安定基金契約における個人情報保護法の対応

安定基金契約における生産者の氏名・住所等は、個人情報保護法の「特定の個人の情報と識別できるもの」にあたり、利用目的内での利用、安全管理措置、第三者提供の制限等が義務付けられています。安定基金契約の業務についても以下の項目の実務が必要となります。

ア. 利用目的

加入生産者と締結する基金契約書に記載している「個人情報の取扱いについて」の基金契約の利用目的は、次のとおりです。

- ・ 配合飼料価格差補てん契約の受付
- ・ 配合飼料価格差補てん積立金の徴収
- ・ 配合飼料の出荷実績の報告
- ・ 配合飼料価格差補てん金交付
- ・ 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業（全農・県連および地域別飼料会社等の農協グループの関連会社）等への提供
- ・ 提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供
- ・ その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

イ. 安全管理措置

安定基金契約における個人情報の漏洩を防ぐために次の安全管理措置を講じなければなりません。

- ・ 農協・県連・全農および地域別飼料会社など基金業務取扱い部署は、業務にかかわる責任者を選定し、担当者を限定する。
- ・ 基金契約書等、個人情報が記載されている書類については施錠可能な机やキャビネット等とし、取扱責任者および担当者によるカギの保管と管理を実施する。
- ・ 基金契約書等、個人情報が記載されている書類についての不必要な閲覧を禁止する。
- ・ 基金契約書等、個人情報が記載されている書類の外部への持ち出し制限をおこなう。
- ・ 基金契約書等、個人情報が記載されている書類の廃棄にあたっては、焼却・シュレッダー等外部へ流出しないように十分に注意する。
- ・ 個人データ漏洩等の事故が発生した場合の報告連絡体制を整備する。

ウ. 第三者提供の制限

個人情報保護法においては、むやみに個人情報が流出することを防ぐため、情報を提供で

きる範囲について制限をしなければならないとしています。加入生産者の同意（基金契約書に記載）のうえ、基金契約にかかわる業務の範囲内で農協・県連・全農および飼料会社等の農協グループの関連会社と情報等の提供における印刷会社や配送会社等での取扱いとします。

（２）安定基金システムの管理強化

安定基金システムは、個人情報保護法における「特定の個人情報を電算機を用いて検索することができるように体系的に構築した個人情報データベース」を保有しており、システムからの個人情報の漏洩防止など、技術的安全管理措置を講じなければならないシステムに該当します。このため、ID・パスワードによりシステムのアクセス権の利用者を限定しています。安定基金システムの個人情報データの取り扱いに際してはシステムの管理者・利用者は細心の注意を持って使用しなければなりません。

ア．システム使用者申請

安定基金システムのセキュリティ強化のため、システム使用者申請を提出していただいた使用者へ、安定基金システムのIDを発行します。パスワードは安定基金システムより、使用者が設定してください。安定基金システムからのデータ漏洩防止のためパスワードは各自90日を目途に変更のうえ使用してください。1年間未使用の場合は、削除しますので再発行手続きを行なって下さい。

イ．CSVデータの取扱い

安定基金システムから出力して得たCSVデータについては、EXCELファイルにパスワードの設定をするなど取り扱いを十分に注意してください。

不審なメール（およびその添付ファイル）はコンピューターウィルスを含む可能性があるため、開かないよう注意してください。

また、不要になったデータについては削除をすることとし、パソコンからの漏洩等が起こらないようにパソコンの廃棄についても十分に留意のうえ処分してください。

Ⅱ. 契約

1. 契約全般

〈事務処理要領〉 第1章 基本契約の締結

1. 基本契約の締結（業務方法書第5条、第6条）

- (1) 基本契約の期間は4年間であり、契約期間の開始前に基本契約書を締結する。
- (2) 基本契約期間の途中で加入する場合は、残余の期間について基本契約書を締結することとする。
- (3) 基本契約の締結期限、及び締結年月日
各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

契約当事者	締結期限	締結年月日
①畜産経営者～単協	2月 末日	3月15日
②単協 ～2号会員 (畜産経営者～2号会員)	3月 5日	3月15日
③単協 ～1号会員 (畜産経営者～1号会員)	3月15日	3月15日
④2号会員 ～1号会員	3月 末日	3月 末日
⑤1号会員 ～基金	3月 末日	3月 末日

2. 契約締結上の留意事項

- (1) 畜産経営者と単協（あるいは2号会員、1号会員）との間の契約は、畜産経営者毎に個別に締結しなければならない。
- (2) 契約の対象となる畜産経営者は、配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を営んでいる者とし、家畜の飼養自体は、委託契約や畜産インテグレーション等により他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は対象者としない。
- (3) 基本契約期間内の途中加入の場合
ア. 畜産経営者が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに単協等と基本契約を締結する。
イ. 単協が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに2号会員等と基本契約を締結する。
- (4) 畜産経営者と単協（あるいは2号会員、1号会員）との間で締結した基本契約書は、単協が責任をもって保管する。
基本契約書は、当該基本契約期間終了後、10年間保存すること。
- (5) 加入生産者の名義が変わる場合、農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先の名称が変わる場合、第3章3項および4項の手続きを実施する。

〈事務処理要領〉 第2章 数量契約の締結

1. 数量契約の締結（業務方法書第7条、第8条）

- (1) 数量契約は基本契約にもとづき、当該数量契約の対象期間の開始前に締結する。
- (2) 個々の加入生産者ごとに、飼養頭羽数に応じて畜種別に記入し全畜種総数量をもって四半期別に契約する。

2. 数量契約締結の手続

- (1) 契約数量
ア. 単協は、加入生産者との契約数量の合計（加入単協が直営農場等により自ら配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量）をもって、2号会員等との契約数量とする。
イ. 2号会員は、単協ならびに、2号会員と直接契約した加入生産者との契約数量の合計（2号会員が直営農場等により自ら配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量）をもって、1号会員との契約数量とする。

ウ．1号会員は、2号会員ならびに、1号会員と直接契約した単協および加入生産者との契約数量の合計（1号会員が直営農場等により自ら配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量）をもって、基金との契約数量とする。

（2）各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

契約当事者	締結期限	締結年月日
①加入生産者～単協	2月 末日	3月15日
②単協 ～2号会員 （加入生産者～2号会員）	3月 5日	3月15日
③単協 ～1号会員 （加入生産者～1号会員）	3月15日	3月15日
④2号会員 ～1号会員	3月 末日	3月 末日
⑤1号会員 ～基金	3月 末日	3月 末日

3. 契約締結上の留意事項

- （1）各年度の数量契約の締結に当たっては、加入生産者が自ら畜産経営者であることを証するための証拠書類（契約日直近の畜産物の出荷伝票等畜産経営が証明できる資料）を提出させるとともに、加入生産者への訪問調査等を行い確認すること。
- （2）数量契約書には、畜種及び家畜飼養頭羽数を必ず記載すること。
- （3）加入生産者と単協等の間で締結した数量契約書は、単協等が責任をもって保管する。
- （4）基本契約期間内の途中で新たに加入する畜産経営者の契約数量は、継続加入者と区別して契約すること。
- （5）数量契約書は、各年度終了後、10年間保存すること。

Q24 基本契約とは何ですか

A：基本契約とは4年間を単位として積立金を納付すること、ならびに補てん金の交付を受けることを契約することです。平成29年度は第14基本契約期間の1年目にあたります。

Q25 数量契約とは何ですか

A：数量契約とは、基本契約にもとづき、積立や補てんの根拠になる契約数量を四半期別に結ぶ契約です。基本契約と異なり毎年締結します。

Q26 どの契約書を結べばよいですか

A：基本契約期間の初年度とそれ以外で結ぶ契約書が異なります。

（1）基本契約期間初年度（平成29年度）

	契約書名	契約締結日
J A－生産者	配合飼料価格差補てん 基本契約書兼数量契約書	3月15日
県連－J A （全農－J A）	配合飼料価格差補てん 基本契約書 配合飼料価格差補てん 数量契約書	3月15日
全農－県連	配合飼料価格差補てん 基本契約書 配合飼料価格差補てん 数量契約書	3月末日

(2) 基本契約期間 2 ～ 4 年目（平成 3 0 ～ 3 2 年度）

	契約書名	契約締結日
J A－生産者	(継続契約者) 配合飼料価格差補てん 数量契約書 (新規契約者) 配合飼料価格差補てん 基本契約書兼数量契約書	3 月 1 5 日
県連－ J A (全農－ J A)	配合飼料価格差補てん 数量契約書	3 月 1 5 日
全農－県連	配合飼料価格差補てん 数量契約書	3 月末日

契約書の様式は、安定基金システムの「帳票出力」メニューから出力してください。県連（全農）－ J A、全農－県連の契約書の裏面に印刷する契約数量明細表も同メニューから出力できます。

契約書への記名・捺印は必ず生産者本人からもらってください。また、押印が完了した契約書は保管場所を明確にし、1 0 年間保管してください。

Q27 契約は何 k g 単位から可能ですか

A：全農基金においては、四半期につき 1 0 k g 単位の契約が可能です（畜産基金も同様）。
商系基金においては、トン単位の契約となっています。

Q28 契約数量の決め方に制限はありますか

A：制限はありませんが、飼養頭羽数や営農計画に即した数量での契約をお願いします。

なお、前年度も契約のある生産者が、合理的理由がなく契約を継続しない場合や、前年度対比 2 0 % 以上減少する場合は、補てん金の一部の返納をお願いする場合があります。詳しくは、P 3 6 への「3. 借入金と 8 0 % ルール」を参照してください。

Q29 契約の際のシステム入力はどうにすればよいですか

A：生産者との基金契約と合わせて、各農協でシステム入力を行ってください。入力方法については、P 6 4 への操作マニュアルをご覧ください。

Q30 契約のシステム入力期間はいつですか

A: 1 1 月 1 日～3 月 1 5 日（土日祝日に当たるときは繰り上げ）です。入力期限内であれば、一旦登録したものであっても、システム上で修正が可能です。

Q31 システム入力期限（3 月 1 5 日）以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか

A: 県連やくみあい飼料を通し、全農本所までご連絡ください。なお、修正ができる期間は、3 月 3 0 日までです。

Q32 基金への加入対象者の要件は何ですか

A: 基金に加入することができる畜産経営者は、次の要件をすべて備えている必要があります。

- (1) 家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人であること。（国または地方公共団体の試験場及び教育機関、その他類似の機関は畜産経営者の範疇から除かれます。）

※契約の対象となる畜産経営者は、配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を営んでいる者とし、家畜の飼養自体は、委託契約や畜産インテグレーション等により他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は対象者としていません。

※グループでの契約は認められていません。配合飼料価格の変動リスクを負う経営体ごとの契約が必要です。

※J Aが行う「預託（素牛等の購買代金について、その家畜の販売時まで弁済を留保するもの）」において、飼料代金も預託事業の対象とする場合がありますが、損益の帰属は生産者にあると整理（「新・家畜預託事業の手引き」平成19年全中）されており、生産者が基金契約の対象となります。

※加入生産者が自ら畜産経営者であることを証明するための書類（各年度の数量契約締結日直近の畜産物出荷伝票（写）等）を提出することが必要です。

(2) 次に掲げる家畜の一定数以上の頭羽数を常時飼養していること。

採卵鶏	100羽以上	肉用鶏	500羽以上
肥育豚	5頭以上	種豚	2頭以上
乳用牛	1頭以上	肉用牛	1頭以上
うずら	1,000羽以上		

※数量契約書には、畜種及び家畜飼養頭羽数を必ず記載してください。

※上記以外の畜種については、下記Q37を参照してください。

(3) 全農の直接または間接の会員である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は全農が指定する配合飼料会社（くみあい飼料）が供給する配合飼料を購入する計画を有し、基本契約・数量契約を締結すること。

Q33 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか

A：以下のようなものが考えられます。

採卵鶏	鶏卵売上げ伝票、庭先販売の売上げ帳簿
肉用鶏	肉用鶏出荷伝票、売上伝票
乳用牛	生乳出荷伝票、乳代精算書
繁殖牛・肉用牛	家畜市場せり伝票（ヌレ仔・仔牛出荷伝票）、肉用牛出荷仕切り書
繁殖豚・肥育豚	子豚販売伝票、肉豚出荷仕切り書
うずら	うずら卵出荷伝票
共通	畜産物安定基金・経営安定基金補てん明細

上記はあくまで例ですので、実態に合わせてこれらに準じる資料を提出してください。

提出にあたって、単価・金額等は塗りつぶしてください。

Q34 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか

A：畜産物の販売伝票の名義は基金契約の名義と同一である必要があります。名義が異なるのは、個人経営の生産者が法人化した場合に、伝票上の名義の修正が遅れているなどの理由が考えられます。基金契約の名義と同一の名義のものを提出してください。

基金契約の名義と同一の名義のものが無い場合は、畜産経営を営んでおらず、安定基金の加入者として適正でない場合も考えられますので、その契約先の事業内容を確認してください。

Q35 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。
どうすればよいですか

A：家畜を導入した際の購入伝票を提出してください。

Q36 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか

A：はい。毎年の基金契約の際に、契約締結日直近の畜産物出荷伝票等の提出が義務付けられています。

Q37 鶏、牛、豚、うずら以外の家畜でも基金加入できますか

A：馬、めん羊、山羊については、①食用に供する畜産物を生産、販売することを目的として飼養されていること、②配合飼料を給与していること、③馬1頭以上、めん羊2頭以上、山羊2頭以上を飼養していること、を満たせば、基金加入が可能です。

その他の家畜については、基金加入の可否およびその飼養頭羽数を基金が判断することとなっています。新たに基金契約を行いたい場合は、P80の「特畜種加入申請書」を提出してください。

Q38 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか

A：対象となる配合飼料の年間購入計画数量を算出し、畜種別（育すう・成鶏・ブロイラー・乳牛・肉牛・豚・うずら・その他特用畜種）に区分し記入します。また、複数畜種たとえば成鶏と肉牛を飼育している場合、成鶏と肉牛のそれぞれを区分して数量を記入します。

Q39 対象となる配合飼料は何を指しますか

A：穀類に属する原材料を必ず使い、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料を使い、これらの4区分に属する原材料の合計が50%以上であることが条件です。

なお、これらの4区分に属する原材料が3種類以下の飼料は対象外ですが、この原材料に各種のビタミン、ミネラル又はアミノ酸等を加えた飼料で、専らその飼料のみで畜産物を生産できる場合は、対象となる配合飼料とみなすことができます。

また、配合飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料は対象外になります。

なお、全農またはくみあい飼料は対象外銘柄一覧表を作成し、県連等を通じて農協に提出することとなっています。

Q40 TMR飼料は対象になりますか

A：(1) くみあい配合飼料工場で製造されるTMR飼料

基金の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、Q39に記載した配合飼料の条件を満たすことが必要です。なお、製造時に加水されたTMR飼料の場合、加水部分は対象外となります。

(2) くみあい配合飼料工場以外の場所で製造されるTMR飼料

くみあい配合飼料工場で製造された配合飼料（基礎配）を使用して製造された場合に、その配合飼料部分のみが対象となります。

安定基金対象割合は、県連・くみあい飼料等より通知されることとなっています。

Q41 契約書の飼養規模はどのように記入したらよいですか

A：飼養規模の考え方は、次のとおりです。

育すう	年間出荷羽数/回転数	成鶏	成鶏の常時飼養羽数
ブロイラー	年間出荷羽数/回転数		
豚（肥育専門）	常時飼養頭数	豚（子とり・一貫）	常時母豚数
乳牛	成牛・育成牛を合わせた 常時飼養頭数	肉牛	常時飼養頭数 (繁殖用牛を含む)
うずら	成鳥の常時飼養羽数		

Q42 当初数量契約の時、数量0（ゼロ）の契約は可能ですか

A：数量0（ゼロ）契約は認められません。前年度加入者で契約数量が0（ゼロ）の時は未加入の扱いとし基本契約を解約するものとして扱います。

Q43 システムで生産者の新規登録を行った後、契約を行わないこととなったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか。

A：新規登録されたものはJ Aでは削除できませんので、県連・くみあい飼料を通じて、全農本所にご連絡ください。全農にてデータの削除を行います。

Q44 年度途中での数量変更は認められますか

A：一定の条件を満たす場合に、契約数量を減らすことのみ認められています。（契約数量を増やすことは、どのような場合も認められていません。）詳しくは、P 4 5～の「Ⅲ．数量変更」をご覧ください。

Q45 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどのようにしたらよいですか

A：各県本部の担当部署は直営農場分の契約数量を、飼料会社を通じて全農本所にご報告ください。その際、畜産物の出荷伝票の写し等、畜産経営を証明する書類もご提出ください。全農本所にて、全農－基金間の契約数量に加算して締結します。システム入力については、担当の飼料会社にて入力してください。

Q46 安定基金の契約書に印紙は必要ですか

A：安定基金契約は印紙税法の定める課税文書にあたらなない為、印紙は不要です。

Q47 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A：P 8 2～8 3の「配合飼料安定基金契約チェックリスト」をご活用ください。P 8 2は農協ごとや支所ごと一括してチェックする様式（一括チェック用）となっており、こちらの使用を基本としますが、P 8 3の生産者1名に対して1枚ずつ作成する様式（個別チェック用）も使用可能です。作成したものは契約書と一緒に保管してください。

また、過去に行われた、不適切な契約事例には以下のようなものがありますので、特に注意してください。

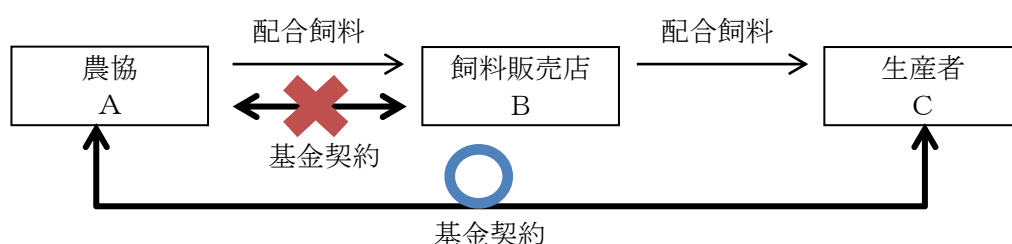
【不適切な契約事例】

（飼料販売店との契約）

1. 農協Aが飼料販売店Bを介して生産者Cに配合飼料を供給開始する際、飼料販売店Bと基金契約を行った。

この契約に基づき、4～6月期の補てん金が支出されたが、農協A内部の調査により、飼料販売店Bは飼料を売買するのみで、自身では畜産経営を行っていない点で契約相手先として不適切であることが判明し、Bは補てん金の全額を自主返納した。

飼料販売店を介して配合飼料を販売する場合も、最終需要者（畜産経営者）である生産者と契約を結ぶ必要がある。



※飼料を販売する会社であっても、自ら畜産経営を行い、そのために購入する配合飼料について基金契約を行うことはできる。

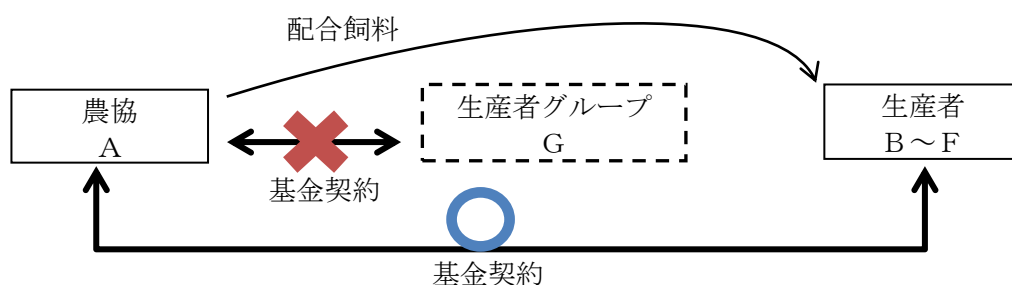
【参照】 P82・83「配合飼料安定基金契約チェックリスト」の1番、2番

（生産者グループでの契約）

2. 農協Aは生産者B～F 5名に配合飼料を供給するにあたり、B～Fを構成員とする生産者グループGとの間で基金契約を行った。出荷実績報告は、5名の合計数量を報告しており、その数量と契約数量の少ない方を補てん対象数量としていた。

このようにして、3四半期にわたり補てん金が支出されたが、会計検査により、畜産経営は各生産者B～Fが独立して行っており、生産者グループGとして共同経営を行っているわけではないことから、Gを契約相手先とする基金契約は不適切であることが判明し、Gは補てん金の全額を返還した。

グループ契約は認められておらず、畜産経営を行う生産者と個別に契約を結ぶ必要がある。



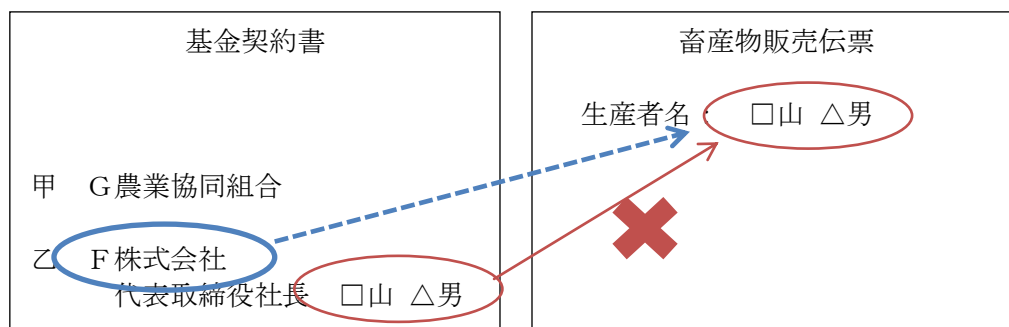
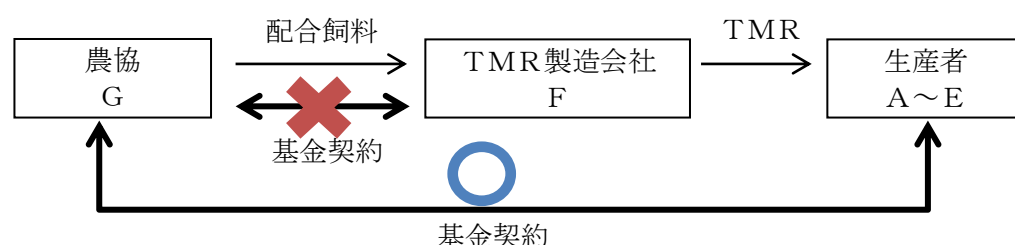
【参照】 P82・83「配合飼料安定基金契約チェックリスト」の1番、2番

(TMR製造会社との契約)

3. 5名の生産者A～Eが共同出資によりTMR製造会社Fを設立し、その原料（基礎配合飼料）を農協Gから購入することとなったことから、農協GはTMR製造会社Fとの間で基金契約を行った。

この契約にもとづき4年間にわたって補てん金が支出されたが、数量契約の締結に際して、農協の担当者が、畜産物販売伝票の名義が会社社長の個人名となっていることに気づき、TMR製造会社Fは飼料製造を行うのみで、会社としては畜産経営を行っていない点で不適切な契約相手先であることが判明し、Fは補てん金の全額を自主返納した。

畜産経営を行っていないTMR製造会社等との基金契約を行ってはならず、このようなケースでは、個々の生産者（畜産経営者）と契約を結ぶ必要がある。



※F株式会社の畜産物販売伝票を確認すべきところ、社長の□山△男（個人）の畜産物販売伝票しか得られなかった。

※TMRを製造する会社であっても、自ら畜産経営を行い、そのために購入する配合飼料について基金契約を行うことはできる。

【参照】 P82・83「配合飼料安定基金契約チェックリスト」の1番、2番

Q48 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか

A：別途納付金とは、新たに基金加入する生産者に継続加入生産者と公平な負担をしてもらうという原則から通常積立金とは別に納付してもらう積立金です。すなわち、前年度からの繰越額が発生する場合、新規加入生産者はその繰越額（継続して加入している生産者の持ち分額）と同等の負担をしてもらうことで、生産者の負担の公平を保ち、同時に基金の機能を平等に受けられるようにするものです。

Q49 どのような場合に別途納付金がかかるのですか

A：前年度に全農基金との契約がなく、新規に全農基金と契約する場合に、その契約数量に対して別途納付金がかかります（基本契約期間の初年度を除く）。

ただし、基金間移動により他基金から全農基金に転入する場合、移動する部分の契約数量（移動前の他基金との契約数量）には別途納付金かかりません。移動前に比べて契約数量が増える場合は、その増加分に対して別途納付金がかかりますが、この場合も前年度に全農基金との契約がある生産者（継続契約者）は別途納付金かかりません。詳しくは、P 24～の「2. 基金間移動」をご覧ください。

なお、商系基金は、新規契約者に加えて、前年度に契約がある継続契約者であっても、契約数量を前年度より増加させる場合、その増加分に対して別途納付金を徴収しています。畜産基金は、全農基金と同様、前年度に契約がある場合は徴収していません。

また、商系基金は、基本契約期間の初年度であっても別途納付金を徴収しています。畜産基金は、全農基金と同様、基本契約期間の初年度は徴収していません。

Q50 別途納付金の単価はどのように算出されるのですか

A：別途納付金のトン当たりの単価の計算方法は、以下のとおりです。（全農基金と畜産基金は借入金残高を加味した正味財産で前年度からの繰越財源を計算しますが、商系基金では借入金残高を合算せずに計算します。）

算 式	
あらたに加入することとなる年度にその前年度から繰り越されることとなる通常補てん準備財産の総額	×
当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までに加入生産者が負担することとされた通常補てん積立金の総額	
当該基本契約期間中あらたに加入することとなる年度の前年度までに納付されることとされた通常補てん積立金の総額	
あらたに加入することとなる年度に係わる数量契約による契約数量のうち、その前年度から継続して加入している者に係わる数量	

別途納付金が発生する場合は、1月の基金理事会で予告額が決定され、4月に基金理事長が決定額を会員に通知します。

なお、平成29年度は基本契約期間の初年度なので、別途納付金は発生しません。

Q51 別途納付金はいつ徴収されますか

A：第2四半期（7～9月期）の積立金納入時に徴収します。

Q52 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか

A：配合飼料の原料は、その大半を外国からの輸入に依存しているため、製造の数ヶ月前には原料の購入を始めなければなりません。そこで長期にわたる需要動向を的確に把握し、計画的原料購入をすすめる必要があります。この計画的原料購入の基礎となっているのが、安定基金の契約数量です。そして、早期の契約推進によって、系統の統制率を高め、国の農業政策に対する政策要求についての発言力を強めることも重要です。またこうしたみなさんの推進努力による取扱量の拡大は、原料購入から輸送、製造に致る全てのコストを低減させ、配合飼料価格の競争力が強化されるのです。

2. 基金間移動

〈事務処理要領〉 第7章 基金間移動

1. 移動の申請（業務方法書第9条の2）

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出する。

移 動 時 期	提出期限（1号会員～基金）
第1四半期	3月15日
第3四半期	8月15日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 添付書類：

（ア）前年度又は当年度の数量契約書の写し又は契約を証明出来る書類

（イ）転入先との配合飼料基金基本契約書兼数量契約書

（1）申請における注意点

ア. 加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項による基本契約期間（4年間）中4回を限度とする。

イ. 加入生産者は、基金間移動にあたって、単協、2号会員又は1号会員との数量契約を一つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。

ウ. 当基金と契約を更新せず、他基金と契約する場合において、他基金との契約が前年度より増加しない場合は、基金間移動とはならない。

エ. 他基金と契約を更新せず、当基金と契約する場合において、当基金との契約が前年度より増加しない場合も、基金間移動とはならない。

（2）申請書の注意点

ア. 申請書は2通作成、関係する都道府県基金協会及び農協に提出する。

イ. 原本は各提出先にて保管する。

ウ. 申請書の写しを、関係する荷受組合、都道府県基金協会及び農協を通じて、転入先及び転出元の双方の基金あてに提出する。

（3）基金間移動の可否

ア. 基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構に照会のうえ、移動申請書ごとの基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通知する。

イ. 基金は、基本契約期間中移動が4回目となった生産者の氏名を、1号会員を通じて単協等に通知する。

2. 契約の締結

（1）第1四半期（年度当初からの転入）の場合

ア. 配合飼料基金基本契約書兼数量契約書を締結する。（様式別紙）

イ. 契約締結年月日は、加入生産者⇄農協⇄県連（全農）間の基金契約締結年月日を3月15日付け、県連⇄全農⇄基金間の締結年月日は3月31日付けとする。

（2）第3四半期（下期からの転入）の場合

ア. 加入生産者と単協等は、8月15日付けで基本契約書兼数量契約書を締結する。

イ. 単協～基金の間の契約は、基金から1号会員に対する移動承認通知をもって代替する。

3. 別途納付金について

基金間移動により、新規に当基金に加入する転入者は、移動前に加入していた基金の年間契約数量より、当基金に加入する年間契約数量が増加した場合に、増加分が別途納付金の対象となる。

増加がない場合および下期からの転入は、別途納付金は発生しない。

Q53 基金間移動とは何ですか

A：基金間移動とは、生産者の選択の自由度を増すため、①年度当初のみならず、年2回（当初および下期）の他基金への移動を可能にし、また②（基金間の財源移動をおこなうことによって）他基金から移動した数量に対して別途納付金がかからないようにしたものです。

Q54 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか

A：平成16年に農水省の「養鶏問題懇談会」において、生産者が配合飼料を自由に選択するには、3基金を一本化することが望ましいのではないかとの意見が出され、飼料機構と3基金で検討を行いました。その結果、3基金の設立経緯や運営方法等が異なることから一本化することは難しいですが、次善の策として平成19年度より基金間移動ができるようになりました。

Q55 基金間移動はいつおこなえますか

A：移動可能時期は、年2回です。

	移動可能時期	基金への提出期限
年度当初	第1四半期（4月～）	3月15日
下期	第3四半期（10月～）	8月15日

Q56 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか

A：P84の配合飼料安定基金数量契約移動申請書およびその他必要書類を、転入先と転出元の両方に提出してください（片方だけに提出された場合は、基金間移動として認められません）。提出書類は以下の通りです。

（1）転入（他基金から全農基金へ移動）

- ア．配合飼料安定基金数量契約移動申請書
- イ．他基金で契約していた前年度（下期は当年度）の数量契約書の写し
- ウ．全農基金と他基金と両方の基金に加入していた生産者（併用加入生産者）の場合は、前年度（下期は当年度）の全農基金との契約書の写し
- エ．年度当初移動の場合は、当年度の基本契約書兼数量契約書
- オ．飼料会社直対生産者の場合は、P81の銀行口座振込依頼書

(2) 転出（全農基金から他基金へ移動）

ア．配合飼料安定基金数量契約移動申請書

イ．全農基金で契約していた前年度（下期は当年度）の数量契約書の写し

Q57 基金間移動の際のシステム入力はどうにすればよいですか

A：(1) 年度当初移動

申請書の内容をもとに、各 J Aにおいてシステム入力を行ってください。

ア．転入

【新規転入：前年度に全農基金との契約がない場合】

基金システムの「契約管理」メニューより「生産者別契約情報入力画面」を選択し、「生産者新規登録」ボタンより生産者情報の登録後、契約内容を入力してください。処理項目は「当初転入」を選択してください。生産者情報登録後に生産者コードが付番されます。

【併用生産者：前年度に全農基金との契約がある場合】

基金システムの「契約管理」メニューより「生産者別契約情報入力画面」を選択し、生産者の検索後、新たな契約を追加入力します。処理項目の「当初転入」を選択してください。生産者コードは既存の生産者コードと同じになります。

イ．転出

基金システムの「契約管理」メニューにて「基金間移動（当初転出）」処理の入力をしてください。

画面入力の完了後、「配合飼料安定基金数量契約移動申請書」の「全農基金事務処理コード」欄にコードをご記入いただき、必要書類とともに提出してください。基金事務局にて承認作業をおこないます。※基金事務局での承認作業は3月15日以降なので、3月15日時点では、基金契約は確定しません。

(2) 下期移動

下期の基金間移動については、全農のみでのシステム入力作業となります。各 J Aにおいては「配合飼料安定基金数量契約移動申請書」および必要書類の提出をお願いします。その際、「全農基金事務処理コード」欄にコードをご記入ください（ただし、全農基金との契約がない生産者が転入する場合の生産者コードのみ、基金システム登録後、全農で記入します）。申請書類が到着次第、全農本所においてシステム入力作業、基金事務局にて承認作業を行います。

Q58 基金間移動の場合の別途納付金はどのようにになりますか

A：基金間移動が導入される以前は、契約先基金を変更した場合、契約数量全体に別途納付金がかかりましたが、基金間移動を用いれば、移動前後で契約数量が増加する場合を除いて、別途納付金はかかりません。

年度当初移動で転出元との前年度契約数量より転入先との新年度契約数量が増加した場合は、その増加数量に対して別途納付金がかかりますので、ご注意ください（ただし、全農基金および畜産基金においては、前年度に契約がある継続加入者からは別途納付金を徴収していません。詳しくは、P 31～35のケース別解説を参照してください）。

Q59 基金間移動に回数制限はありますか

A：基金間移動ができるのは、基本契約期間（4年間）中4回までとなっています。これは事務負担の抑制を図ることに加え、基金間移動が導入される以前も、基本契約期間（4年間）中、（別途納付金がかかるものの、）各年度ごとに（＝4回）契約先基金の変更が可能だったことを踏まえたものです。

Q60 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか

A：できません。基金間移動は契約単位で実施することとなっており、契約数量の全量を移動する必要があるため、移動後も転出元との契約を継続する場合は基金間移動として認められません。

※同一基金の中で複数の契約先（全農基金の場合は複数の農協、商系基金の場合は複数のメーカー）との契約を持つ場合は、その契約単位で移動することができます。例えば、商系基金のAメーカーとBメーカーのそれぞれに契約がある場合、Aメーカーの契約を全農基金に移動させ、Bメーカーとの契約を継続することが可能です。

また、年度当初移動時のみ、契約数量全量を他の2基金へ分けて契約することは可能ですが、この場合はどちらかを基金間移動扱いとし、残りは他基金への新規加入扱いとなります。

Q61 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか

A：年度当初移動の場合は、移動前の数量から増減させることができますが、併用生産者の場合は転入先基金の契約数量が増加している必要があります（Q 6 2～6 7を参照）。また、移動後の数量によっては、別途納付金がかかる場合があります（P 3 1～3 5を参照）。
下期移動の場合は、もともと転出元と契約していた数量が対象となり、数量の増減はできません。

Q62 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、基金間移動はできないのですか

A：できません。そのような基金間移動申請書が提出された場合は、取り下げとなります。

Q63 どのような場合に取り下げとなるのですか

A：複数の基金との基金契約がある生産者（併用生産者）が年度当初に基金間移動を行う際に、転入先の基金の契約数量が移動前後で増えない（同量あるいは減少する）場合に取り下げとなります。（下期基金間移動ではそもそも契約数量の増減が認められていないため、このような問題は生じません。）

【取り下げとなる基金間移動申請の例】

前年度	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	合計
全農基金	400	300	500	400	1,600
商系基金	200	200	200	200	800
合計	600	500	700	600	2,400

転入先基金（この例では全農基金）の契約数量が増えない

新年度	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	合計
全農基金	400	300	500	400	1,600
商系基金	0	0	0	0	0
合計	400	300	500	400	1,600

Q64 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか

A：基金間移動は、①年度当初のみならず、年2回（当初および下期）の移動を可能にする、ならびに②他基金から移動した数量に対して別途納付金がかからないようにすることによって、生産者の選択の自由度を増すために設けられた仕組みであり、このようなケースは当該趣旨にそぐわず、基金間移動に該当しません。

また、このようなケースで基金間移動を認めた場合、実質的な移動がないにもかかわらず、基金間で財源の移管が行われることになってしまいます。

さらに、例年、基金間移動申請書を3基金で照合する際に、不突き合いが多く発生し、新年度の事務スケジュールが遅れる原因になっていることから、このようなケースの申請については安定基金として承認を行わず、取り下げてもらふこととしました。

Q65 このように取り下げを行うのは3基金共通のルールですか

A：はい。3基金で協議のうえ、同じルールを適用しています。

Q66 取り下げとなった場合、どうすればよいですか

A：転入としていた基金（Q63の例では全農基金）は継続契約を行い、転出としていた基金（Q63の例では商系基金）は契約非継続（安定基金システム上は契約削除）となります。

Q67 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか

A：ありません。転出先の契約数量が増えないことから、基金間移動の形を取らなくとも、別途納付金は発生しません。また、基金間移動には回数制限があるため、基金間移動の形を取らないことにより、生産者の自由度は増すことになります。

Q68 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください

A：基金加入状況や移動後の契約数量などによって、基金間移動できるかどうか異なります。
P31～35のフローチャートをご活用ください。

なお、Q62～67で解説した「取り下げ」はケース8、ケース9、ケース20、ケース21にあたります。

Q69 下期基金間移動によって、農協⇄県連、県連⇄全農の契約数量が変動した場合、「追加覚書」や「減量通知書」の作成が必要ですか

A：不要です。

以前は「追加覚書」や「減量通知書」を作成していましたが、事務処理要領の改正にともない平成28年度より不要となりました。

Q70 生産者が基金間移動した場合、補てん財源はどのように移動するのですか

A：下記の金額を移動することになっています。

(1) 年度当初移動の場合：

$$\text{移動者の前年度下期契約数量} \times \frac{\text{前年度末生産者持分額の3基金合計}}{\text{前年度下期契約数量の3基金合計}}$$

(2) 下期移動の場合：

$$\text{移動者の上期契約数量} \times \frac{\text{上期末生産者持分額の3基金合計}}{\text{上期契約数量の3基金合計}}$$

(3) 単価は10円単位とし10円未満は切り捨てます。

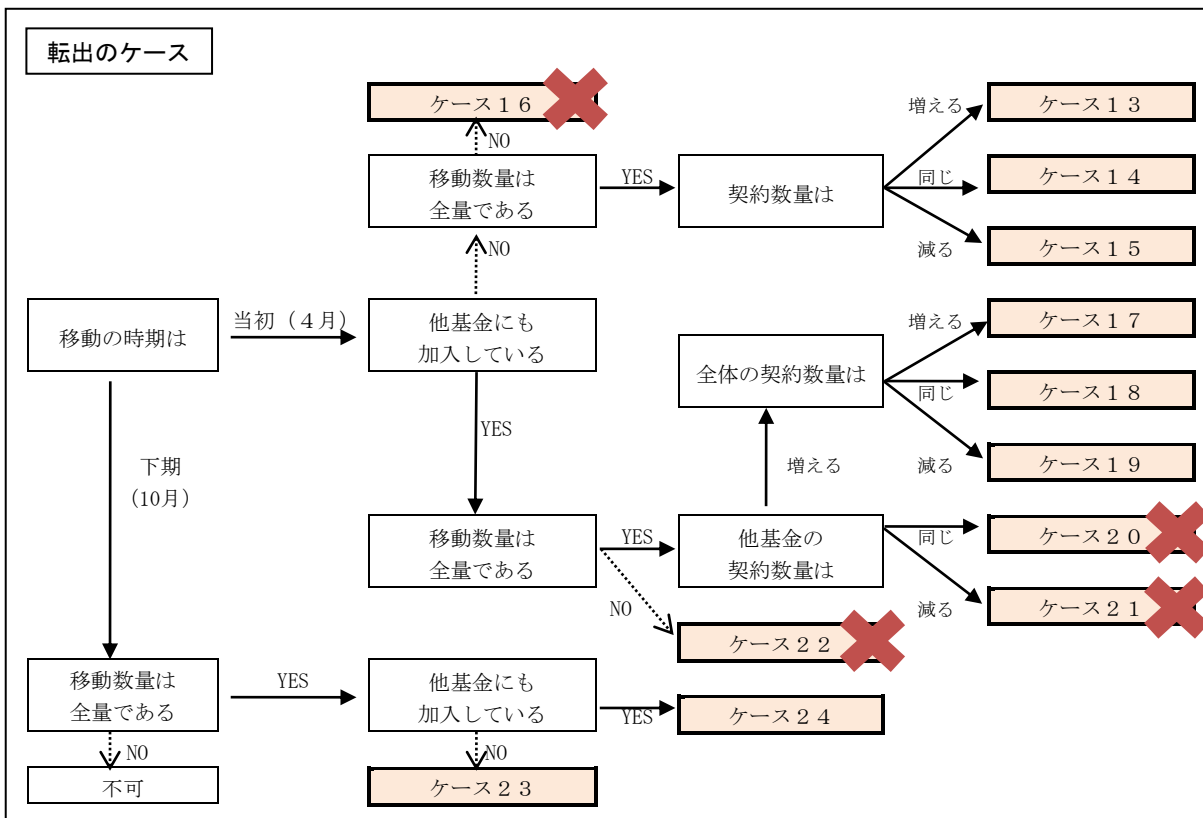
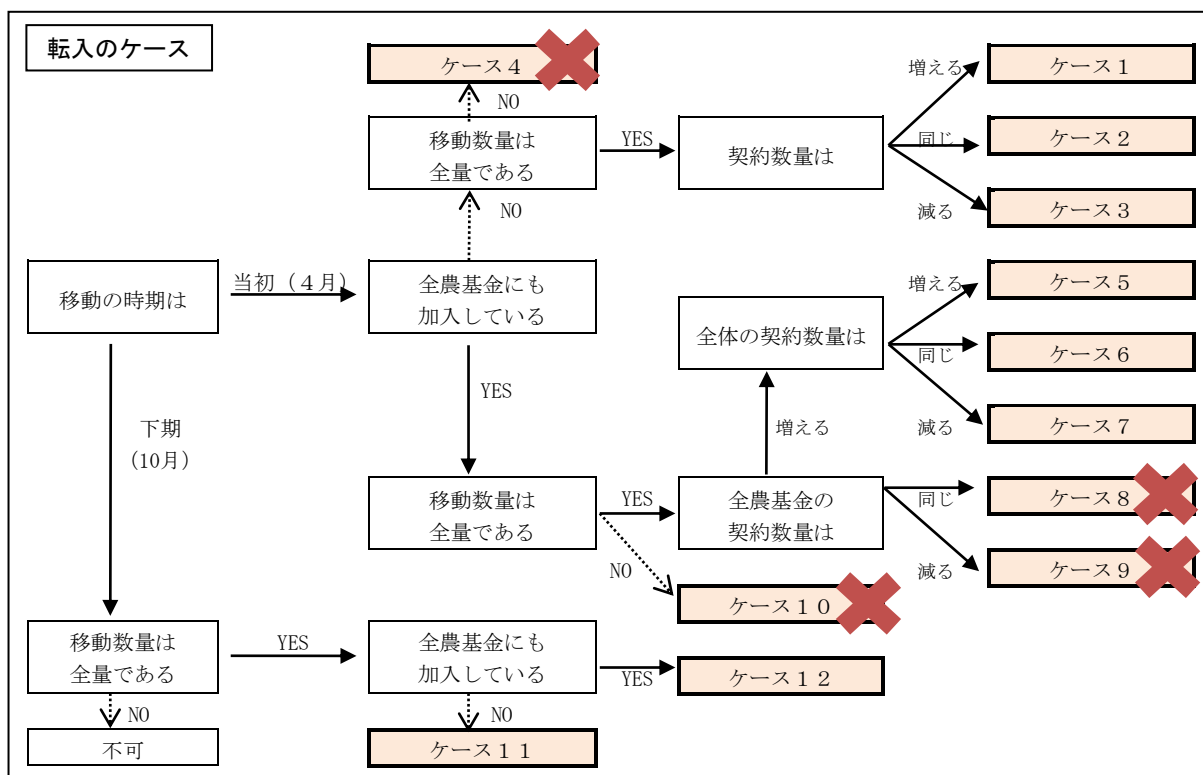
(4) 現在借入金返済途中なので生産者持分額はマイナスとなるため、財源移動は行なっていません。

Q71 基金間移動を認めるには、基金間に財源格差があっては困るのではないですか

A：その通りです。そこで各基金において12月中・下旬までに、下記の式により年度末財源見込額を算定して、基金間の財源格差が300円を超えた場合は、格差を極力なくすように100円単位で積み増しし財源格差を是正します。

$$\text{年度末見込み財源} = \frac{\text{年度末通常補てん事業の正味財産の総額（見込み）}}{\text{当初年間契約数量} / 4}$$

基金間移動の際のケース別解説フローチャート



※  は基金間移動ができないことを示す。

※ 「移動数量は全量である」とは、転出元との契約を継続しない（契約数量を残さない）ことを指す。

転入のケース

ケース 1	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	0	0	0	0	0	400	400	400	400	1,600
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	300	300	300	300	1,200	400	400	400	400	1,600
基金間移動 の可否	○ 基金間移動しても、増量分400トンに対して、別途納付金がかかる。ただし、平成29年度は基本契約期間の初年度なので、全農基金は別途納付金を徴収しない。									

ケース 2	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	0	0	0	0	0	300	300	300	300	1,200
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200
基金間移動 の可否	○ 契約数量が増加しないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。									

ケース 3	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	0	0	0	0	0	200	200	200	200	800
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	300	300	300	300	1,200	200	200	200	200	800
基金間移動 の可否	○ 契約数量が増えないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。									

ケース 4	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	0	0	0	0	0	200	200	200	200	800
他基金	300	300	300	300	1,200	100	100	100	100	400
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200
基金間移動 の可否	× 契約数量の一部の移動のため、基金間移動はできない。全農基金とは通常の新規契約となり、その契約数量800トンに対して別途納付金がかかる。ただし、平成29年度は基本契約期間の初年度なので、全農基金は別途納付金を徴収しない。									

ケース 5	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	600	600	600	600	2,400
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	500	500	500	500	2,000	600	600	600	600	2,400
基金間移動 の可否	○ 全農基金に既加入者のため、別途納付金はいらない。なお、基金間移動を行わず、通常の継続契約とした場合も、別途納付金はいらない。									

ケース 6	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	500	500	500	500	2,000
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000
基金間移動 の可否	○ 全農基金に既加入者のため、別途納付金はいらない。なお、基金間移動を行わず、通常の継続契約とした場合も、別途納付金はいらない。									

ケース 7	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	400	400	400	400	1,600
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	500	500	500	500	2,000	400	400	400	400	1,600

基金間移動 の可否	○	全農基金に既加入者のため、別途納付金がかからない。基金間移動を行わず、通常の継続契約とした場合も、別途納付金がかからない。
--------------	---	---

ケース 8	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	200	200	200	200	800
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	500	500	500	500	2,000	200	200	200	200	800

基金間移動 の可否	×	移動先の全農基金の契約数量が増えないため、基金間移動はできない。通常の継続契約となるが、契約数量が増えないため、別途納付金がかからない。
--------------	---	--

ケース 9	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	100	100	100	100	400
他基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
合 計	500	500	500	500	2,000	100	100	100	100	400

基金間移動 の可否	×	移動先の全農基金の契約数量が増えないため、基金間移動はできない。通常の継続契約となるが、契約数量が増えないため、別途納付金がかからない。
--------------	---	--

ケース 10	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	400	400	400	400	1,600
他基金	300	300	300	300	1,200	100	100	100	100	400
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000

基金間移動 の可否	×	契約数量の一部の移動のため、基金間移動はできない。通常の継続契約となり、全農基金の契約数量が増えるが、全農基金の既加入者のため、別途納付金がかからない。
--------------	---	--

ケース 11	当初契約					移動後				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	0	0	0	0	0	0	0	300	300	600
他基金	300	300	300	300	1,200	300	300	0	0	600
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200

基金間移動 の可否	○	下期基金間移動では別途納付金は発生しない。(契約数量の増減ができないため)
--------------	---	---------------------------------------

ケース 12	当初契約					移動後				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	200	200	200	200	800	200	200	500	500	1,400
他基金	300	300	300	300	1,200	300	300	0	0	600
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000

基金間移動 の可否	○	下期基金間移動では別途納付金は発生しない。(契約数量の増減ができないため)
--------------	---	---------------------------------------

転出のケース

ケース１３	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	0	0	0	0	0	400	400	400	400	1,600
合 計	300	300	300	300	1,200	400	400	400	400	1,600

基金間移動 の可否	○	基金間移動しても、増量分400トンに対して、別途納付金がかかる。商系基金は、借入金を合算せず前年度からの繰越財源を算出し、別途納付金を徴収する。畜産基金は、全農基金同様、基本契約期間の初年度である平成29年度は別途納付金を徴収しない。
--------------	---	---

ケース１４	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	0	0	0	0	0	300	300	300	300	1,200
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200

基金間移動 の可否	○	契約数量が増加しないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。
--------------	---	-----------------------------------

ケース１５	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	0	0	0	0	0	200	200	200	200	800
合 計	300	300	300	300	1,200	200	200	200	200	800

基金間移動 の可否	○	契約数量が増加しないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。
--------------	---	-----------------------------------

ケース１６	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	100	100	100	100	400
他基金	0	0	0	0	0	200	200	200	200	800
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200

基金間移動 の可否	×	契約数量の一部の移動のため、基金間移動はできない。他基金との通常の新規契約となり、その契約数量800トンに対して別途納付金がかかる。商系基金は、借入金を合算せず前年度からの繰越財源を算出し、別途納付金を徴収する。畜産基金は、全農基金同様、基本契約期間の初年度である平成29年度は別途納付金を徴収しない。
--------------	---	---

ケース１７	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	200	200	200	200	800	600	600	600	600	2,400
合 計	500	500	500	500	2,000	600	600	600	600	2,400

基金間移動 の可否	○	基金間移動しても、商系基金は増量分400トンに対して別途納付金がかかる(商系基金は、借入金を合算せず前年度からの繰越財源を算出し、別途納付金を徴収する)。畜産基金は、全農基金同様、既加入者のため、別途納付金はいらない。
--------------	---	---

ケース１８	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	200	200	200	200	800	500	500	500	500	2,000
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000

基金間移動 の可否	○	全体の契約数量が増加しないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。なお、基金間移動を行わず、通常の継続契約とした場合は、商系基金は増量分1,200トンに対して別途納付金がかかるが、畜産基金は既加入者のため、別途納付金はいらない。
--------------	---	---

ケース１９	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	200	200	200	200	800	400	400	400	400	1,600
合 計	500	500	500	500	2,000	400	400	400	400	1,600

基金間移動の可否	○	全体の契約数量が増加しないため、基金間移動すれば、別途納付金はいらない。なお、基金間移動を行わず、通常の継続契約とした場合は、商系基金は増量分1,200トンに対して別途納付金がかかるが、畜産基金は既加入者のため、別途納付金はいらない。
----------	---	---

ケース２０	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	200	200	200	200	800	200	200	200	200	800
合 計	500	500	500	500	2,000	200	200	200	200	800

基金間移動の可否	×	移動先の他基金の契約数量が増えないため、基金間移動はできない。通常の継続契約となるが、契約数量が増えないため、別途納付金はいらない。
----------	---	--

ケース２１	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	0	0	0	0	0
他基金	200	200	200	200	800	100	100	100	100	400
合 計	500	500	500	500	2,000	100	100	100	100	400

基金間移動の可否	×	移動先の他基金の契約数量が増えないため、基金間移動はできない。通常の継続契約となるが、契約数量が増えないため、別途納付金はいらない。
----------	---	--

ケース２２	前年度					新年度				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	100	100	100	100	400
他基金	200	200	200	200	800	400	400	400	400	1,600
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000

基金間移動の可否	×	契約数量の一部の移動のため、基金間移動はできない。通常の継続契約となり、商系基金は増量分800トンに対して別途納付金がかかるが、畜産基金は既加入者のため、別途納付金はいらない。
----------	---	--

ケース２３	当初契約					移動後				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	300	300	0	0	600
他基金	0	0	0	0	0	0	0	300	300	600
合 計	300	300	300	300	1,200	300	300	300	300	1,200

基金間移動の可否	○	下期基金間移動では別途納付金は発生しない。(契約数量の増減ができないため)
----------	---	---------------------------------------

ケース２４	当初契約					移動後				
	4-6	7-9	10-12	1-3	小計	4-6	7-9	10-12	1-3	小計
全農基金	300	300	300	300	1,200	300	300	0	0	600
他基金	200	200	200	200	800	200	200	500	500	1,400
合 計	500	500	500	500	2,000	500	500	500	500	2,000

基金間移動の可否	○	下期基金間移動では別途納付金は発生しない。(契約数量の増減ができないため)
----------	---	---------------------------------------

3. 借入金と80%ルール

〈事務処理要領〉 第8章 借入れによる補てん金の返納

1. 確認書の提出

契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を提出する。

- (1) 合理的な理由とは、廃業または他基金への(一部)変更、飼養規模の縮小とする。
- (2) 廃業の場合は廃業証明書、他基金との契約に(一部)変更した場合は、契約した他基金の契約書の写しを添付する。

2. 補てん金の返納

契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由によらない場合および確認書の提出がない場合は、借入による補てんを行った直近2年度の補てん金のうち借入相当額の返納を求めるとともに、返納があるまでは次年度以降基金に加入できない。

- (1) 1号会員は7月末までに、契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出がない生産者の氏名と契約数量を基金に通知する。
- (2) 基金は9月中旬までに、全農基金・畜産基金・商系基金の合計契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出に応じない生産者に対し、1号会員～単協を通じて返納を依頼する。返納金の基金への納入期限は11月末とする。
- (3) 基金は3基金の返納要請に応じなかった生産者の氏名を、1号会員を通じて単協等に連絡する。

Q72 なぜ基金は多額の借入を行ったのですか

A：米国産とうもろこしに対するエタノール需要の急増を主要因とし、穀物市場に投機資金が流入し、昭和40年代以降ほぼ2ドル/ブッシェル台（シカゴ定期相場）を推移してきたとうもろこし価格が、平成18年から20年にかけて7ドル/ブッシェル台まで上昇しました。このため、日本の配合飼料価格も上昇を継続し、基金財源は平成19年度第3四半期には払底しましたが、畜産経営の安定に寄与するという使命を果たすため、飼料機構から328億円（3基金合計1,192億円）の借入金により補てんを継続しました。

その後リーマンショックにともない穀物相場は一旦下落しましたが、借入金の返済が終わらないうちに平成24年から25年にかけて、米国産とうもろこしの大干ばつと円安により配合飼料価格が再び上昇したため、さらに飼料機構から123億円（3基金合計468億円）を借り入れました。

Q73 現在の借入金残高はいくらですか

A：全農基金の借入金残高（平成27年度末）は190億円です。借入先は飼料機構です（市中銀行からの借入は平成26年度で全て返済済みです）。また、3基金合計の借入金残高（平成27年度末）は、704億円です。

Q74 借入金の返済はどのように行われるのですか

A：借入金の返済には積立金の一部が充てられます。

以前の返済計画では、積立金の4割程度が返済に充当されることとなっていました。この影響もあり、平成25年度第2四半期には、通常基金の補てん財源が不足する事態となりました。こうした事態に対応するため、平成26年度より、返済金の積立金に対する割合を原則として2割程度に圧縮し、補てん財源の強化をはかっています。

また、配合飼料価格や補てん財源の動向を踏まえて柔軟に対応していくこととしており、毎年度末の財源の状況に応じ、返済猶予や繰り上げ返済も検討することとしています。

※このため、契約上は平成38年度までの返済となっていますが、今後の返済状況によって変わっていきます（平成27年度は契約上返済が予定されていませんでしたが、補てん財源が一定の規模になっていたことなどを受け、飼料機構の指示により、繰上返済を行いました）。

Q75 なぜ合理的な理由がなく「数量契約を更新しない場合」や、「契約数量を大きく減じる場合」に、補てん金の一部を返納しなくてはならないのですか

A：制度の安定運営の為には、借入金の返済財源の確保が前提となるので、借入金による補てんを受けた生産者の方の継続加入を確保するための措置です。なお、返納いただけない間は基金への加入は認められません。このルールは、「80%ルール」と呼ばれています。

Q76 契約数量を大きく減じる場合とはどの程度の減少のことですか

A：当年度の3基金との合計契約数量が、前年度の3基金との合計契約数量に対して20%以上減少する場合です。

Q77 「合理的理由」とはどのような理由ですか

A：契約未継続の場合は、（1）廃業または（2）他基金への変更、契約数量の減少の場合は、（1）飼養規模の縮小または（2）他基金への一部変更を指します。

合理的理由があれば、補てん金を返納する必要がないので、P88～89の「配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書」を提出してください。

『廃業』の場合は、廃業を証明する書類を添付してください。

『他基金への（一部）変更』の場合は、変更内容がわかるよう、契約した他基金との数量契約書を添付してください。

『飼養規模の縮小』の場合は、農協・県連・くみあい飼料が実地で確認してください。

確認書の提出先は、新規契約年度の契約数量が前年度契約数量と比較して80%以下となる契約基金の窓口です。複数の基金と契約していて、いずれの基金も80%以下となる場合は、両方の基金に提出してください。

Q78 自家配や単味飼料、自給飼料への移行は「合理的理由」として認められますか

A：認められません。

Q79 廃業により前年度第4四半期より解約（契約数量を0トンに変更）した生産者は、すでに廃業証明書を提出済みですが、新年度契約データで、80%以下としてあがってきます。改めて、確認書や廃業証明書を提出する必要はありますか

A：確認書も廃業証明書も不要です。

Q80 返納金額はどのように計算するのですか

A：（1）計算対象年度

借入による補てんを実施した直近の2年度とします。

平成28年度に借入による補てんがなければ、24年度と25年度となります。

（2）返納金額

ア．合理的な理由がなく数量契約を更新しない場合

当該四半期に借入により補てんした単価 × 返納者の補てん対象数量です。

借入により補てんした単価は、当該四半期の借入金総額 ÷ 補てん対象総数量です。

イ．合理的な理由がなく契約数量を大きく減じる場合

当該四半期に借入により補てんした単価 × 返納者の補てん対象数量 × 減少率です。

減少率は、 $1 - (\text{新年度の3基金との合計契約数量} \div \text{借入れによる補てん金受領年度の3基金との合計契約数量})$ で求めます。

また、この減少率が20%未満の場合、その年度にかかる返納は求めません。例えば、平成29年度契約数量 9トン、平成24年度契約数量 10トンの場合、減少率は10%となり、平成24年度にかかる返納は求めません。

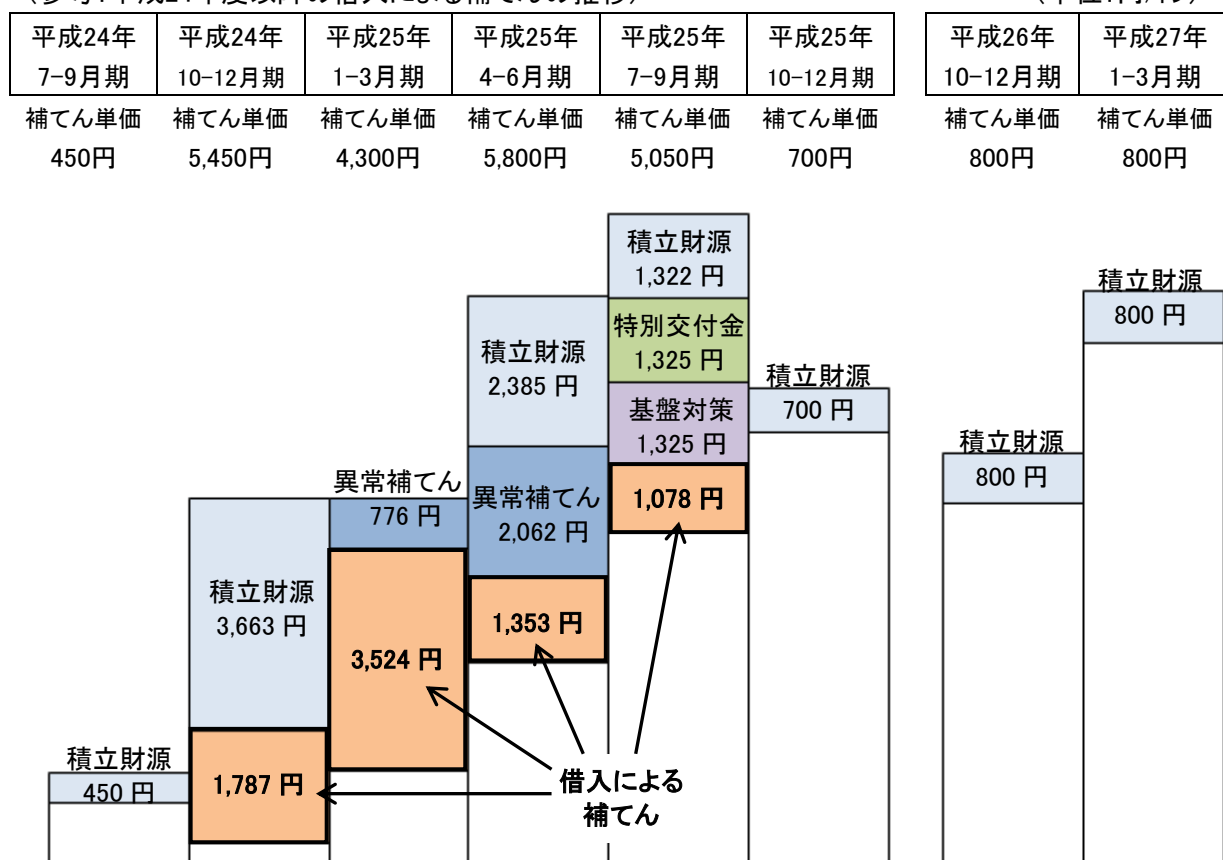
(3) 返納先

新規契約年度契約基金の契約窓口。ただし2基金以上と契約を結んでいる場合は、各基金への返納金の合計を、一括して新規契約年度の契約数量がもっとも多い基金の契約窓口経由で返納してください。

新年度契約がない場合は、前年度に契約のあった基金（複数基金と契約があればもっとも契約数量が多かった基金）の窓口経由で返納してください。

(参考:平成24年度以降の借入による補てんの推移)

(単位:円/トン)



※平成25年7～9月期の補てん単価5,050円/トンには、特別交付金1,325円/トンと系統基盤対策1,325円/トンを含む。

Q81 前年度対比で契約数量が80%以下となる生産者ですが、借入れによる補てん金を受けた年度の契約数量と比較すると減少しておらず、返納金額を計算しても、返納は生じないことが分かりました。このような場合も確認書の提出が必要ですか。

A: 確認書の提出は不要です。ただし、基金契約が未継続となる場合は、補助事業に参加する条件を満たさないこととなるため、注意が必要です。

Q82 借入れによる補てん金を受けた年度より後に新規加入した生産者は、前年比で契約数量が減少しても、返納は発生しませんが、このような場合も確認書の提出が必要ですか。

A：確認書の提出は不要です。ただし、基金契約が未継続となる場合は、補助事業に参加する条件を満たさないこととなるため、注意が必要です。

Q83 借入による補てん金を返納しない場合、借入金の返済が完了した後も再契約できないのですか

A：返済が完了した後も、平成21年度以降継続加入をしている生産者との公平性や相互扶助の観点から、借入による補てん金の返納を完了しない限り再契約できません。

Q84 基金加入を継続しないと補助事業に参加できないのですか

A：農林水産省生産局畜産部所轄の事業に参加する場合、基金制度の安定運営と借入金の返済を確実に履行する為、基金制度への継続加入が条件になっています。

対象事業（平成28年8月現在）

一 般 予 算
強い農業づくり交付金 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産クラスター事業） 飼料生産型酪農経営支援事業 産地活性化総合対策事業 鶏卵生産者経営安定対策事業 食肉等の流通合理化に向けた取組への支援事業 国産粗飼料増産対策事業 草地生産性向上対策事業 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 草地畜産基盤整備事業（公共）
畜産業振興事業
肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン） 養豚経営安定対策事業（豚マルキン） 【酪農経営支援総合対策事業のうち】 酪農生産基盤強化事業 乳用牛能力向上事業 生乳流通体制合理化推進事業

【肉用牛経営安定対策補完事業のうち】

中核的担い手育成増頭推進

優良繁殖雌牛導入支援

繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

特定地域肉用牛広域処理円滑化支援

地方特定品種等の振興

離島及び山振地域における肉用牛振興

肉用牛流通促進対策事業

【食肉流通改善合理化支援事業のうち】

食肉卸売市場機能強化事業

畜産高度化支援リース事業

養豚経営安定対策補完事業

畜産特別支援資金融通事業

家畜防疫互助基金支援事業

Q85 なぜ廃業した生産者に補てんした借入金を継続生産者の積立金から返済しなくてはならないのですか

A : 飼料機構から借り入れをおこなったのは3基金ですから、飼料機構に対して返済義務を負っているのも3基金です。3基金は加入生産者の積立金の一部を返済に回していますが、廃業した生産者に対して補てん金の返還を求める権利は有していません。

4. 各種変更

〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡

- (1) 加入生産者が引退・死亡した場合、単協等は2号会員等を通じて基金に氏名変更届を提出する。法人化により名義が変わる場合は、氏名変更届に登記簿謄本を添付する。
- (2) 加入生産者が事業譲渡した場合、単協等は2号会員等を通じて基金に事業譲渡申請書を提出し、事業譲渡契約書または預託契約書または家畜の売買契約書と施設譲渡（賃貸借）契約書を添付する。
- (3) 年度の始めに名義変更・事業譲渡する場合は、変更後の名義を用いて契約する。
年度途中に名義変更・事業譲渡する場合は、申請書類の写しを数量契約書に添付し保管する。

4. 加入生産者との契約先の変更

農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先が変わる場合、変更前の契約先単協等は2号会員等を通じて基金にJA合併届または商流変更申請書を提出する。

Q86 今まで畜種「肉牛」で契約していた生産者が、畜種「乳牛」でも契約する場合の手続きはどうなりますか。また、畜種を変更する場合の手続きは、どうなりますか

A：畜種の追加・変更は年度当初（新年度契約締結時）のみ可能です（年度途中での畜種追加・変更はできません）。

畜種追加の場合は、基金システムの「生産者別契約情報入力」の画面から、すでにお持ちの生産者コードに新たな畜種の契約を入力して下さい。

畜種変更の場合は、同じくすでにお持ちの生産者コードに、新たな畜種の契約を入力し、その後元の畜種の契約を「削除」して下さい。

システムへの入力が終わりましたらP90の「基金加入生産者の各種変更届」を記入し、県連またはくみあい飼料を通じて全農へご提出ください。

新規契約扱いのままですと、別途納付金が発生する場合がありますので、全農で継続契約扱いに変更処理をおこないます。

なお、「肉牛」と「乳牛」で契約していた生産者が「肉牛」のみに変更する場合は、「乳牛」の契約を「削除」してください。この場合、申請書等の提出は不要です。

Q87 個人生産者の引退・死亡等に伴い、契約者氏名を妻や子に名義変更する場合はどうすればよいですか

A：年度当初の契約時には、各JAにて安定基金システムで修正してください。

年度の途中で変更する場合は、P90の「基金加入生産者の各種変更届」を県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。全農にてシステムデータの修正を行います。

なお、この際、特に証明書類等は必要ありませんが、特記事項の欄に続柄を記入してください。

Q88 個人経営者が法人化によって契約名義を変更する場合は、どうすればよいですか。また、法人経営の生産者が社名を変更した場合はどうすればよいですか

A：年度当初の契約時には、各JAにて登記簿謄本（登記事項証明書）等により確認のうえ、安定基金システムで修正してください。

年度の途中で変更する場合は、P90の「基金加入生産者の各種変更届」に登記簿謄本（登記事項証明書）等を添付して、県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。全農にてシステムデータの修正を行います。

Q89 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか

A：個人経営者が引退・死亡等に伴い妻や子が承継する場合（Q87を参照）を除き、年度の途中で農場の経営を移譲する場合、P92の申請様式「配合飼料安定基金契約者の名義変更について」に、経営の移譲を証明する書類として、

（1）事業譲渡契約書（写し）

（2）預託契約書（写し）

（3）家畜の売買契約書（写し）および施設の譲渡（あるいは貸借）契約書（写し）

のいずれかを添付し、県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。

内容の確認ができましたら、全農にてシステムデータの修正を行います。

Q90 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか

A：年度当初の契約時には、各JAにて安定基金システムで修正してください。

年度の途中で変更する場合は、P90の「基金加入生産者の各種変更届」を県連・くみあい飼料を通じて全農本所へ提出して下さい。全農にてシステムデータの修正を行います。なお、この際、特に証明書類等は必要ありません。

Q91 飼料取引の農協を変更した場合（商流変更の場合）、どのような手続きを行うのですか

A：（1）年度当初に変更する場合

P97～99の様式により申請してください（県連と全農が統合している県域においては、移管先の農協にて全農宛ての依頼文書を作成し、飼料会社に提出してください）。

前年度の３月１５日までに書類が全農本所に到着するようお願いします。

システムへの登録に関しては、移管元の農協は契約削除を、移管先の農協は新規契約登録を行ってください。申請書の提出を受けて、全農にて新規契約扱いを継続契約扱いに変更します（新規扱いのままですと、別途納付金が発生する可能性があります）。

（２）年度途中に変更する場合

Ｐ９７～９９の様式により申請してください（県連と全農が統合している県域においては、移管先の農協にて全農宛ての依頼文書を作成し、飼料会社に提出してください）。提出期限（全農本所への到着）は以下のとおりです。

第２四半期（７月～）：５月末

第３四半期（１０月～）：８月末

第４四半期（１月～）：１１月末

システムへの登録に関しては、全農にて行いますので、農協でのシステム操作は不要です。

Ｑ９２ 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか

Ａ：Ｐ１００の「ＪＡ合併届・ＪＡ名称変更届・ＪＡ支所統合届」を提出してください。特定の加入生産者が、ＪＡ支所統合届のとおりに移管しない場合は、Ｐ１０２の「基金加入生産者の所属支所変更届」を提出してください。

変更届等が県連・くみあい飼料を経由して全農本所に提出され、データが更新された日以降、新農協として取り扱います。データ更新日の設定等は、ご相談下さい。

また、県連飼料事業がくみあい飼料に移管されている県域において農協合併があり、補てん金の振込口座を変更する場合は、Ｐ８１の銀行口座振込依頼書をくみあい飼料を通じて全農に提出してください（補てん金は全農から農協へ直接交付されるため）。

Ⅲ. 数量変更

〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

1. 数量変更および解約

加入生産者が、災害・廃業等やむを得ない事由で契約数量の減少または契約の解約を申し込んだ場合に、基金は当該申し出を承認した後、評議員会および理事会の追認を受けることができ、基金が変更を承認した日の属する四半期の次の四半期以降に係わる積立金について、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

基金間移動に係る契約数量の変更についても、同様とする。

2. 数量変更または解約の手続

(1) 変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う)

	契約変更または解約の対象となる四半期		
	第2四半期 (7～9月)以降	第3四半期 (10～12月)以降	第4四半期 (1～3月)以降
加入生産者～単協	5月10日	8月10日	11月10日
単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)	5月20日	8月20日	11月20日
2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)	5月末日	8月末日	11月末日
1号会員～基金	6月10日	9月10日	12月10日

(2) 加入生産者は数量変更・解約申請書に記名・押印して単協等に提出し、単協等は廃業証明書を添付して、基金に提出する。

Q93 年度途中での数量変更は認められますか

A：契約数量の変更は、災害その他特別な理由があり、かつ契約数量を減少する場合を除き認められません。具体的には、廃業、風水害等の天災、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置、経営者の病気・怪我、行政措置等により飼養頭羽数を減じた場合、減じた家畜（家禽）分の契約数量の下方修正を認めます。

この場合、P104の生産者からの申請書に農協組合長の証明書を添付して、P105～106の様式で県連・くみあい飼料を通じて全農に申請してください。

また、県連やくみあい飼料のとりまとめ部署はシステム入力を行ってください。基金における承認手続を経て変更手続が終了します。

Q94 数量変更の申請期限はいつですか

A：積立金の請求との関連で、農協から県連等への申請期限（およびシステム入力期間）は以下のとおりとなっています。

対象時期	農協から県連等 への申請期限	システム入力期間
7～9月期	5月20日	5月1日～31日
10～12月期	8月20日	8月1日～31日
1～3月期	11月20日	11月1日～30日

また、全農本所への提出期限は同じ月の月末です。

IV. 積立

〈事務処理要領〉 第5章 補てん積立金

1. 通常補てん積立金の負担区分と単位数量当たりの額（業務方法書第11～12条）

通常補てん積立金の額は、年度開始前に評議員の意見を聴き、かつ、理事会で議決したトン当たりの額とし、その負担区分については業務方法書に定められており、年度開始前に会員を通じて単協等に通知する。

2. 別途納付金（業務方法書第6条の2、価格差補てん契約実施基準4(3)）

(1) 基本契約期間の途中で加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会で議決した別途納付金を加算して納入する。

(2) 別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において既に加算している加入生産者の持分財産たる通常補てん準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。

3. 異常補てん積立金（業務方法書第15条の7、8）

各事業年度内に国から交付される補助金の額を下限として、各事業年度ごとに生産局長が別に定める額に、当該事業年度における安定機構と当基金との契約割合を乗じて安定機構が算定した金額を積み立てる。

基金の請求に基づき1号会員が基金に納入し、基金は納入された積立金全額を、安定機構に納入する。

4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）

(1) 補てん積立金の計算

補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。

計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。

(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
加入生産者 ～単 協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日
単 協 ～2号会員	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日
(加入生産者～2号会員)				
2号会員 ～1号会員	3月 末日	6月 末日	9月 末日	12月 末日
(単 協 ～1号会員)				
(加入生産者～1号会員)				
1号会員 ～基 金	3月 末日	6月 末日	9月 末日	12月 末日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2)の第2四半期と同じ期限までに納入する。

ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。

(3) 異常補てん積立金

1号会員は各四半期末までに当該四半期分を基金に納入する。月末が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

Q95 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A: 飼料月報（農林水産省編）の配合飼料価格（全畜種加重平均・工場渡価格）の平均価格の1,000分の40以内において配合飼料原料の需給見通し及び通常補てん準備財産の額を勘案

し、毎事業年度の開始前に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、トン当たりの通常補てん積立金の額を定めることとしています。

通常補てん積立金は、通常補てん金の財源ですが、その納入については通常補てん金の交付を受ける加入生産者のほかに、加入生産者に配合飼料を供給する全農や県連およびくみあい飼料も負担しなければなりません。

加入生産者が負担する補てん積立金の単価の額は、補てん積立金単価の3分の1以上で、県連・くみあい飼料が負担する補てん積立金の単価の額は、加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額で、残りを全農が負担します。

ただし全農の負担額は、加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて得られた額の範囲内において減額することができます。

平成28年度は加入生産者600円/トン、県連・飼料会社300円/トン、全農900円/トン（内600円は積増し分）、合計1,800円/トンです。

Q96 通常積立金は他の基金（畜産基金・商系基金）でも同じ単価ですか

A：基金によって異なります。平成28年度については、以下のとおりです。

全農基金		畜産基金		商系基金	
生産者	600円/トン	生産者	600円/トン	生産者	650円/トン
県連・飼料会社	300円/トン	加入会員	300円/トン		
全農	900円/トン	契約会員	1,000円/トン	メーカー	1,250円/トン
(内600円は積増し分)		(内600円は積増し分)		(内600円は積増し分)	
合計	1,800円/トン	合計	1,900円/トン	合計	1,900円/トン

Q97 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A：異常基金は国庫補助金と同額を民間3基金で積立てるため、国の造成額に全農基金の契約比率を乗じた額を基金が全農から納入を受け、飼料機構に納付しています。

Q98 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか

A：安定基金システムより「積立金通知書」を出力し、生産者に通知してください。

Q99 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A：通常積立金は、所得税法施行令167条2および法人税法施行令136条の「法人および個人が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失を補てんするための業務を主たる目的とする一般社団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を法人にあつては損金算入、個人にあつては必要経費に算入する。」という内容にもとづき、基本契約期間（4年）毎に通常基金が指定を受け、必要経費又は損金算入（免税）が認められています。

Q100 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A：異常積立金は、租税特別措置法66条11-6の「商品の価格変動による異常な損失を補てんする業務を行う公益法人等で、その業務が国の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、同法施行令に定める要件を備えるものとして財務大臣が指定するものについて、その業務に充てるための負担金を、法人にあつては損金算入する。」という内容にもとづき、飼料機構が民間が積立てる年度毎に指定を受け、損金算入の特例が認められています。

Q101 積立金に消費税はかかりますか

A：「保険料に類するもの」として、非課税扱いになります。

Q102 積立金の振込手数料はどこが負担しますか

A：振込手数料は振込者をご負担下さい。振込手数料を差し引いて積立金を納入した場合、理事会で決定した積立単価を変更したことになります。

Q103 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか

A：たとえ一時でも積立金の納入が遅れる事は制度上許されません。途中の会員がいったん立て替える事も適切ではありませんが、一時立て替えたときは、速やかに徴収して下さい。肩代わりは贈与ともとられますので、積立金は契約に基づき会員自身が遅滞なく行って下さい。

Q104 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか

A：奨励金等との相殺は認められません。また、地方自治体（県や市町村）や農協等で生産者の基金積立金に対する助成金等が支出される場合は、積立金は積立金として徴収し、助成金は助成金として生産者に支出します。

Q105 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか

A：飼料代金への上乗せは認められません。飼料代金とは別に徴収してください

Q106 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか

A：基金制度は一種の保険的性格をもっており、積立金納入と同時に発効するのが建前です。（保険も契約だけでは発効しません。掛金を納入して初めて被保険者となり得ます。）
ただし、第1四半期だけは、契約のとりまとめに時間を要するので、例年、4月末の納入に変更されています。

Q107 農協は積立金について領収書を出すことはできますか

A：生産者積立金は最終的に安定基金に納入されるものであり、農協は一旦預かる立場ですが、金銭を受領した事実がありますので、領収書を出すことができます。なお、その際、安定基金の代理として請求した旨を記載することも可能です。

V. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

Q108 補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A：(1) 補てん金の交付については、輸入原料価格の上昇の度合いに応じて

ア. 通常補てん金のみが交付される場合

イ. 異常補てん金の交付が伴う場合

があります。

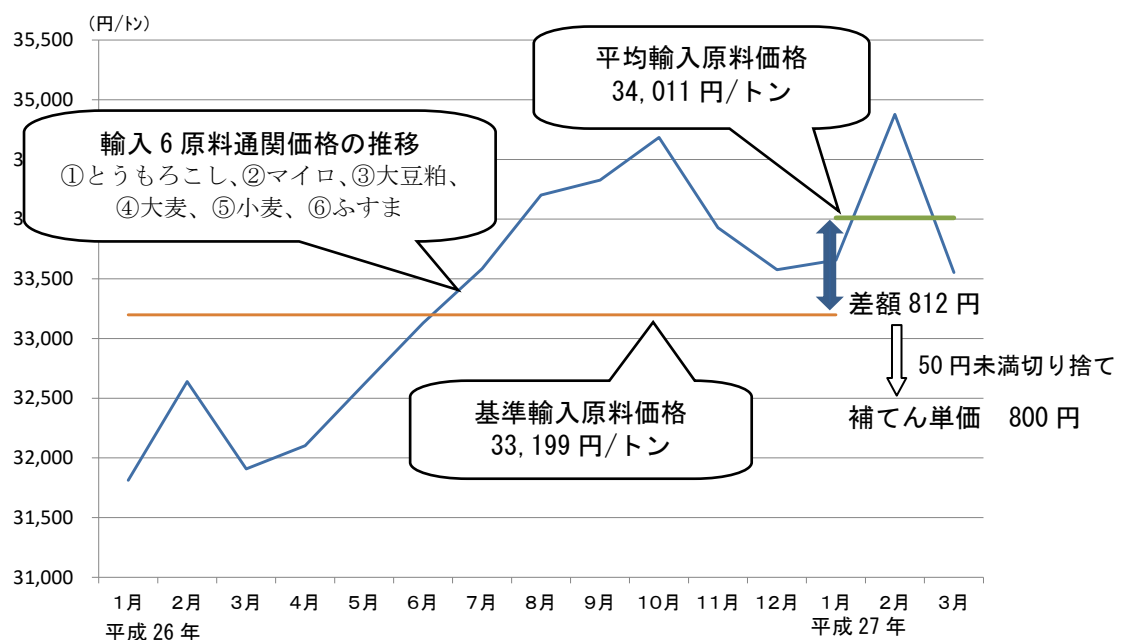
通常補てん金は、輸入6原料（とうもろこし・こうりゃん・大豆油かす・大麦・小麦・ふすま）の1ヶ月前（4～6月期であれば3～5月）の通関価格を、当該四半期の飼料工場の原料使用量で加重平均した「平均輸入原料価格」と、同様に直前1年間の平均を求めた「基準輸入原料価格」との差額が補てん単価の上限となり、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決により決定されます。

(2) 異常補てん金が交付される場合の通常補てん単価は、上記の補てん単価から異常補てん単価を差し引いた額となります。

(3) 平均輸入原料価格と基準輸入原料価格との差が250円未満となった場合は、財源の有効活用や効率的な基金業務を行う観点から、補てんは実施されません。

(4) 補てん単価は50円刻み（50円未満切り捨て）です。

【通常補てん単価の算出例（平成27年1～3月期）】



Q109 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか

A：補てん対象数量は、補てん対象四半期の加入生産者の契約数量と購入数量のいずれか低い数量のことです。これに補てん単価をかけたものが補てん金額となります（1円未満の端数は切り捨てとなります）。

Q110 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか

A：通関価格は、財務省が公表している「貿易統計」より、原料使用量は、農林水産省畜産振興課編「流通飼料価格等実態調査」より得られるデータを用います

また、いずれも、確定値が公表されるまでは速報値を用い、確定値が公表されたら確定値に置き換えることとなっています。

Q111 輸入原料のうち、なぜこの6原料を用いるのですか

A：配合飼料に占める輸入原料は多岐にわたっているため、全原料を基準に採用すると算定に係る事務が膨大となり、補てん金の支払い時期にも影響が及ぶことから、配合飼料全体に占める割合が7割程度となる6原料（とうもろこし・こうりゃん・大豆油かす・大麦・小麦・ふすま）を基準として算出します。

なお、この算出方法は、従来、異常補てんの算出で採用してきた方法と同じです。

Q112 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A：異常補てん金の発動要件は、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の輸入原料価格の115%を上回っている場合に、115%を超える上昇幅の範囲内において、畜産経営の動向、畜産物の需給事情、配合飼料価格水準の推移その他の事情を考慮して、飼料機構の理事会の議決を経たのち、農林水産省の承認を得て決定されます。

Q113 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」としたのですか

A：制度発足時において、輸入原料の価格の直前1年間の平均価格に対する変動率を正規分布とみなし、「異常な値上がりの幅」を、標準偏差を超えた場合としました。この場合、「異

常な値上がりの幅」は変動係数（標準偏差÷平均値）で計算されます。

制度発足直前８年間（昭和４１～４８年）について計算すると、変動係数は14.3%であったことから、これを基に115%の要件が設定されました。

長期的にみると、現在もこの値はほぼ変わっていません。

Q114 異常補てんの特例基準とは何ですか

A：上記の条件で異常補てんが発動されない場合で、当該四半期の輸入原料価格（平均輸入原料価格）が当該四半期の１年半前から半年前までの１年間の平均価格（特例基準輸入原料価格）を123.3%以上上回っている場合に、123.3%を超える上昇幅の範囲でかつ当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の３分の１を上限として決定されます。

Q115 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか

A：直前１年間の平均と比較する発動基準のみだと、輸入原料価格の急騰後は異常補てんが出にくくなり、通常補てんへの財源負担が大きくなる傾向があるため、平成２６年度より、新たに特例基準を設け、急騰後に異常補てんが発動しやすくなる仕組みにすることにより、通常補てんの財源負担を軽減するよう見直しました。

Q116 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の１／３までとしたのですか

A：これまでの異常補てんの発動実績（平均）をみると、異常補てんの発動額は、当該四半期の直前１年間の輸入原料価格を超える額の１／３弱だったことからです。

Q117 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか

A：年１５％の上昇が１年半継続した水準を計算すると、理論的には $\sqrt{115\% \times 115\%} \approx 123.3\%$ となるためです。

Q118 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか

A：異常補てん単価の算出には以前より輸入原料価格が用いられてきましたが、通常補てん単価については、平成25年度まではメーカーが公表する配合飼料価格の改定幅が用いられていました。しかし、畜産をめぐる厳しい環境の中、配合飼料メーカーは多様な販売形態を模索し、通常補てん制度の指標としてきた配合飼料価格改定幅の指標性が低下してきたと考えられるようになりました。そこで、平成26年度より通常補てんにおいても輸入原料価格を用いることで、通常補てんを公正・客観的な指標の下で運用されることとなりました。

また、平成26年度にはこれに合わせて、特例基準の設定による異常補てんの機能強化や、市中銀行からの借入金を農畜産業振興機構（ALIC）に借換えることによる借入金の償還圧力の緩和（通常補てん財源の強化）も行われ、制度全体の抜本的な見直しが図られました。

Q119 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか

A：平成25年度第2四半期に、業務方法書上の補てん上限額はトン当たり5,050円となったものの、これ以上の借入は困難との判断から、通常補てん単価をトン当たり2,400円とし、国がトン当たり1,325円の特別交付金を交付、全農や配合飼料メーカーが残りのトン当たり1,325円を支出しました。

このような経過から、国は平成25年12月に「配合飼料価格安定制度の見直し」を発表しました。

Q120 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか

A：平均輸入原料価格の算出には、貿易統計による通関価格を用いています。これは、補てん額を計算するための指標であり、実際の配合飼料原料の購入額とは異なります。その差の要因は、（1）基準となる6原料以外の原料の価格変動額（2）外国為替の手当時期のタイムラグ（3）輸入原料が入港してから工場で使用されるまでのタイムラグ（4）配合飼料価格改定にともなう原料購買時期と輸入原料価格を算出する通関価格の適用時期のタイムラグ等が考えられます。

Q121 補てん単価はいつ分かりますか

A：補てん単価の算出に必要な統計データが全て公表されるのが、当該四半期の翌月の10日頃になり、通常補てんについては、その月の下旬頃に開かれる安定基金理事会で決定されます。例えば、4～6月期の補てん単価を算出するのに必要な統計データが揃うのが7月10日頃、安定基金理事会で決定されるのが7月下旬頃となります。

また、異常補てんについては、通常補てんの発動が条件なので、通常基金の理事会開催後に飼料機構の理事会で決定されます。

2. 出荷実績の報告

＜事務処理要領＞ 第6章 補てん金の交付

1. 出荷実績数量の報告

加入生産者別の補てん金額の算定は、各四半期の契約数量を限度として、出荷数量にトン当たり補てん額を乗じて行う。

単協等は、下記の期限までに、加入生産者別に集計した当該四半期の配合飼料出荷実績を安定基金システムに入力する。

システム入力後、出荷報告書を印刷し、担当者印・経理等印・所属長印を押印し、各年度終了後10年間保存する

	第1四半期分	第2四半期分	第3四半期分	第4四半期分
システム入力期限	7月28日	10月28日	1月28日	4月27日

期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

(1) 出荷実績集計における留意点

ア. 入力する数量は、当該単協等の販売伝票等を用いて加入生産者別の購入数量を集計し、出荷元のくみあい配合飼料会社（工場）または2号会員から入手した出荷数量データにより確認する。

イ. 集計は加入生産者別に行うこと。単協全体や部会等のグループで行うことはできない。
ウ. 対象とする配合飼料は業務方法書第3条による。なお、糖蜜飼料、養魚飼料は対象としない。

エ. 複数の畜種飼養者における補てん対象数量は、畜種別購入数量の合計とし、畜種別の契約数量の合計を超えないものとする。

オ. 対象品目の確認に当たっては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示760号）に基づき製品に表示される原材料名及び原材料の区分別配合割合による。

カ. 1号及び2号会員又は指定飼料会社は対象外銘柄一覧表を作成し、年度初めに基金及び単協等に提出する。期中での対象外銘柄の追加は、都度報告する。

キ. 出荷数量の切り上げや、架空の数値を集計してはならない。

ク. 月別・加入生産者別配合飼料集計表を作成し、毎月都度集計しておくことが望ましい。

ケ. 補てん対象四半期の飼料かどうかの判断は、原則として補てん対象配合飼料を畜産経営者へ出荷した日とする。なお、補てんの有無に応じて購入日基準と出荷日基準を変更してはならない。

コ. 加入生産者別に、販売（出荷）年月日、銘柄、数量をとりまとめた台帳等を月ごとに作成し、事務所等に備え付ける。

(2) 補てん交付額の算定

ア. 加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。

イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績ともに各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。

ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額を通常補てん金額とする。

エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。

(3) 出荷実績数量報告書類の保存

出荷実績数量報告書類は、各年度終了後、10年間保存すること。

4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理

(1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて1号会員に出荷実績数量の追加修正を行う。

(2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに出荷実績数量の減数修正を行い、修正数量に応じた補てん交付金を返還する。

＜事務処理要領＞ 第9章 TMR飼料

1. 価格差補てん事業の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）」に該当する飼料とする。

ただし、製造時に加水されたTMR飼料の場合、加水部分は対象外とし、2号会員・指定飼料会社はTMR飼料における安定基金対象割合を単協に通知する。

- 1の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、製造時に加水されたTMR飼料については2号会員・指定飼料会社が通知した安定基金対象割合を乗じた数量とする。
2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料に乾草、ビートパルプ等の原材料を混合して製造されたTMR飼料については、配合飼料部分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社からTMR飼料の供給を受けていない場合はTMR製造者から）、TMR飼料における安定基金対象割合を入手する。
- 2の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、くみあい配合飼料工場以外の場所において製造されたTMR飼料については2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社からTMR飼料の供給を受けていない場合はTMR製造者から）入手した安定基金対象割合を乗じた数量とする。

Q122 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうにすればよいですか

A：当該四半期終了後、出荷伝票等をもとに、各JAにて、生産者・月別の補てん対象飼料の出荷実績数量をシステムに入力してください。出荷実績数量の最小単位は、1kg単位までです。入力方法については、P70～の操作マニュアルをご覧ください。

また、システム入力後、出荷実績報告書を出力し、所定の欄に担当者印・経理等印・所属長印を押印の上、10年間の保存文書としてください（担当者印は安定基金実務担当者、経理等印は出荷実績を管理するシステムや経理の担当者、所属長印は基金業務の総括責任者が押印してください）。

Q123 出荷実績のシステム入力期間はいつですか

A：以下の期間中に入力してください（期限が土日祝日に当たるときは繰り上げ）。

対象時期	システム入力期間
4～6月期	7月1日～28日
7～9月期	10月1日～28日
10～12月期	1月4日～28日
1～3月期	4月1日～27日

なお、入力期限内であれば、一旦登録したものであっても、システム上で修正が可能です。

Q124 TMRの出荷実績報告はどのようにすればよいですか

A：TMR購入数量に安定基金対象割合をかけたものが、対象となります。P112の「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表」等を活用し、適正に行ってください。（作成した確認表等は、出荷実績報告書に添付して保管してください。）

安定基金対象割合は、くみあい配合飼料工場で製造されたTMRについては加水部分のぞく割合、くみあい配合飼料工場以外で製造されたTMRについては、基礎配合飼料の割合であり、県連やくみあい飼料等からJAに通知されることになっています。

Q125 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか

A：対象数量は、契約のある畜種の飼料のみとするように指導がなされています。ただし、乳牛の一貫経営で、肉牛の飼料を使う場合などを想定し、肉牛か乳牛のいずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。同様に、育すうと成鶏についても、いずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。

Q126 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか

A：畜種別の出荷実績を入力すると、システムで自動的に調整を行います（出荷実績が契約数量を上回った畜種を、他の畜種で契約数量が余っている部分に加算し、補てんが出るようにします）。農協においては、どのような調整が行われたか、確認してください。

Q127 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか

A：前年、あるいは当年度に全農系基金の加入があり、基金間移動によって他基金契約を全農基金へ転入した場合、生産者は従来の基金契約と基金間移動転入時の基金契約の2つの契約をもつこととなりますが、この場合も、複数畜種の契約者と同様、システムで自動的に調整を行います。農協においては、重複して入力しないよう注意してください。

Q128 広域生産者で、飼料取引が複数の農協にまたがる場合、出荷実績調整ができますか

A：できます。県連や飼料会社より調整結果が連絡されますので、出荷実績が契約数量を上回った農協は、P113の文書を作成のうえ、調整先の農協に発信してください。この文書を

受けた農協は出荷実績の追加入力を行ってください。文書は両農協において出荷報告書に添付して保管してください。

Q129 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか

A：そのような場合も含め、出荷実績がない月については必ず0(ゼロ)を入力してください。
未入力ですと、農協単位で実績報告が終了していない扱いとなりますのでご協力ください。

Q130 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A：P116の「補てん金交付に関する事務チェックリスト」をご活用ください。ミスの大半は、
出荷報告数量の集計ミス、基金対象外銘柄を集計、対象四半期以外の出荷日分を集計（期
ずれ）、袋物の集計ミスが占めますので、特に注意してください。

Q131 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか

A：入力期限後はデータ修正が行えませんので、一旦、登録された内容に基づき補てん金が交
付されます。農協においては、間違いと分かっていたとしても、全農・県連より交付され
た金額をそのまま生産者に交付してください。

その後、P114～115の様式を用いて、県連・くみあい飼料を通じて、全農に申請してく
ださい。補てんのあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるようお願いします。
補てん金が過小であった金額について追加補てんを行います。追加補てんを行った場合は、
交付後、補てん金交付報告書の提出をお願いします。

また、出荷実績が過大に報告された場合、補てん金の返還が必要となりますので、上記
追加補てんの手続きと同時に処理するか、それ以降であっても間違いに気づいた時点で速
やかに返納を行ってください。

3. 補てん金の交付

＜事務処理要領＞ 第6章 補てん金の交付

2. 補てん金の交付

(1) 基金は、算出された補てん金を1号会員を通じて交付するものとし、各会員は各々の契約者に対して補てん金を速やかに交付するものとする。

基金から1号会員への交付日は対象四半期最終月の翌々月15日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）または基金が指定する交付日のいずれか早い日とする。

(2) 交付金は受領後、次の期日内に各々の契約者に交付する。

ア. 1号会員：基金から受領後即日または翌日

イ. 2号会員：1号会員から受領後5日以内

ウ. 単協：2号会員等から受領後7日以内

(3) 補てん金は最終的に全額を加入生産者に交付する。会員や単協に滞留させてはならない。

(4) 補てん金交付に関する留意点

ア. 補てん金は現金または預金口座振込により交付する。

イ. 補てん金交付については、必ず加入生産者に対し、補てん金交付額、契約数量、購入実績数量及び補てん対象数量を明記した文書にて事前に通知し、誤りがないか確認する。

ウ. 補てん金は飼料代金と相殺したり、補てん積立金と相殺してはならない。

エ. 現金で交付した場合は領収証を徴収する。

3. 交付完了報告書の提出

補てん金交付終了後、下記により報告する。

(1) 報告する内容

ア. 補てん交付金の交付金額

イ. 補てん交付金の交付年月日

(2) 報告書の提出期限

ア. 単協：補てん金受領後30日以内に、2号会員（または1号会員）あて報告する。

イ. 2号会員等：単協からの報告を取りまとめのうえ、速やかに1号会員あて報告する。

ウ. 1号会員：2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。

Q132 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか

A：補てん金の交付日は以下のとおりとなっています。

対象時期	全農→県連 (農協) ※1	県連→農協	農協→生産者
4～6月期	8月15日※2	県連が受領後 5日以内	農協が受領後 7日以内
7～9月期	11月15日※2		
10～12月期	2月15日※2		
1～3月期	5月15日※2		

※1 県連と全農が統合した県域においては、全農から直接農協に交付される。

※2 土日祝日に当たる場合は繰り上げ。また、この日より早い日程で基金が指定した場合はその日となる。

Q133 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか

A：安定基金システムの帳票出力メニュー画面から「交付通知書」を出力し、加入生産者に事前に通知してください。

Q134 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか

A：農協は補てん金交付終了後、補てん金交付報告書を県連（県連と全農が統合した県域においては全農）に提出してください。県連は農協からの報告書を取りまとめて、県連の補てん金交付報告書とともに全農に提出してください。補てんがあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるよう、お願いします。

Q135 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか

A：できません。農協においては、全農・県連から交付された金額を、相殺や滞留させることなく、生産者に交付してください。

Q136 補てん金は課税対象ですか

A：補てん金については加入生産者の収益とみなされるので課税の対象です。消費税は「保険金に準ずるもの又は国等から受ける補助金等」として、不課税扱いになります。

Q137 補てん金の経理処理はどうすればよいですか

A：飼料費の減額として経理するか、飼料費の控除科目として「飼料補てん収入」を設けて経理します。

補てん金の交付時期は交付対象となる四半期の約1ヶ月半後となるので、個人事業者の場合、年末において10～12月期の補てん金は次のように仕訳し、飼料の購入原価から控除してください。

未収金 ×××円 飼料補てん収入×××円

（詳細は、中央畜産会「畜産経営者のための青色申告の手引き」を参照してください。）

VI. スケジュール

			契約	数量変更 商流変更	積立	補てん	追加補てん
平成28年						H28.7-9月期	
10月	3日	月				出荷報告システム入力開始	
	11日頃	火				補てん単価速報	
	28日	金	H29年度契約	H29.1-3月期		出荷報告システム入力締切	
11月	1日	火	基金契約システム入力開始	数量変更システム入力開始			H28.7-9月期
	15日	火				補てん金交付 (全農→県連・農協)	
	30日	水		数量変更システム入力締切			
				数量変更書類 提出期限 (全農本所必着日)			
				商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日)	H29.1-3月期		
12月	7日頃	水			積立請求文書発信 (全農→県連・飼料会社)		
	15日	木				補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)	追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日)
	20日	火			積立金 納入期限 (生産者→農協)		
	22日	木			積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社)		
	28日	水					追加補てん 交付日 (全農→県連・農協)
	30日	金			積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農)		
平成29年						H28.10-12月期	
1月	4日	水				出荷報告システム入力開始	
	10日頃	火				補てん単価速報	
	27日	金				出荷報告システム入力締切	
	31日	火					追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)
2月	15日	水				補てん金交付 (全農→県連・農協)	H28.10-12月期
3月	8日	水	基金間移動申請 提出期限 (全農本所必着日)				
	15日	水	基金間移動申請 提出期限 (基金事務局必着日)			補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)	追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日)
			商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日)				
			基金契約システム入力締切				
	30日	木	基金契約システム修正締切 (～15時)				
	31日	金				H29.1-3月期	追加補てん 交付日 (全農→県連・農協)
4月	3日	月	契約数量 確定日		H29.4-6月期	出荷報告システム入力開始	
	7日頃	金			積立請求文書発信 (全農→県連・飼料会社)		
	10日頃	月				補てん単価速報	
	14日	金	契約書(全農押印分) 提出期限(全農本所必着)				
	25日	火			積立金 納入期限 (生産者→農協)		
	27日	木			積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社)		
						出荷報告システム入力締切	
	28日	金		H29.7-9月期	積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農)		追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)
5月	1日	月		数量変更システム入力開始			H29.1-3月期
	15日	月				補てん金交付 (全農→県連・農協)	
	31日	水		数量変更システム入力締切			
				数量変更書類 提出期限 (全農本所必着日)			
				商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日)			

契約	数量変更 商流変更	積立	補てん	追加補てん
----	--------------	----	-----	-------

平成29年

			H29.7-9月期		
6月	7日頃	水	積立請求文書発信 (全農→県連・飼料会社)	補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)	追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日)
	15日	木			
	20日	火	積立金 納入期限 (生産者→農協)		
	23日	金	積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社)		
	30日	金	80%ルール確認書 提出期限 (全農本所必着日)	積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農)	追加補てん 交付日 (全農→県連・農協)
			H29.4-6月期		
7月	3日	月		出荷報告システム入力開始	
	10日頃	月	下期基金間移動	補てん単価速報	
	28日	金		出荷報告システム入力締切	
	31日	月			追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)
			H29.10-12月期		
8月	1日	火	数量変更システム入力開始		
	8日	火	下期基金間移動 提出期限 (全農本所必着日)		H29.4-6月期
	15日	火	下期基金間移動 提出期限 (基金事務局必着日)	補てん金交付 (全農→県連・農協)	
	31日	木	契約書(全農押印分) 提出期限(全農本所必着)	数量変更システム入力締切	
			数量変更書類 提出期限 (全農本所必着日)		
			商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日)		
			H29.10-12月期		
9月	7日頃	木	積立請求文書発信 (全農→県連・飼料会社)	補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)	追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日)
	15日	金			
	20日	水	積立金 納入期限 (生産者→農協)		
	25日	月	積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社)		
	29日	金	積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農)	H29.7-9月期	追加補てん 交付日 (全農→県連・農協)
10月	2日	月		出荷報告システム入力開始	
	10日頃	火		補てん単価速報	
	27日	金		出荷報告システム入力締切	
	31日	火	H30年度契約		追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)
			H30.1-3月期		
11月	1日	水	基金契約システム入力開始	数量変更システム入力開始	H29.7-9月期
	15日	水			補てん金交付 (全農→県連・農協)
	30日	木		数量変更システム入力締切	
			数量変更書類 提出期限 (全農本所必着日)		
			商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日)		
			H30.1-3月期		
12月	7日頃	木	積立請求文書発信 (全農→県連・飼料会社)		
	15日	金		補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)	追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日)
	20日	水	積立金 納入期限 (生産者→農協)		
	25日	月	積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社)		
	28日	木			追加補てん 交付日 (全農→県連・農協)
	29日	金	積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農)		
			H29.10-12月期		
平成30年	1月	4日	木	出荷報告システム入力開始	
	10日頃	水		補てん単価速報	
	26日	金		出荷報告システム入力締切	
	31日	水			追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日)

VII. システム操作マニュアル

1. 契約の入力

システムURL <http://www.as16.zis-ja.com/kkn-home.htm>



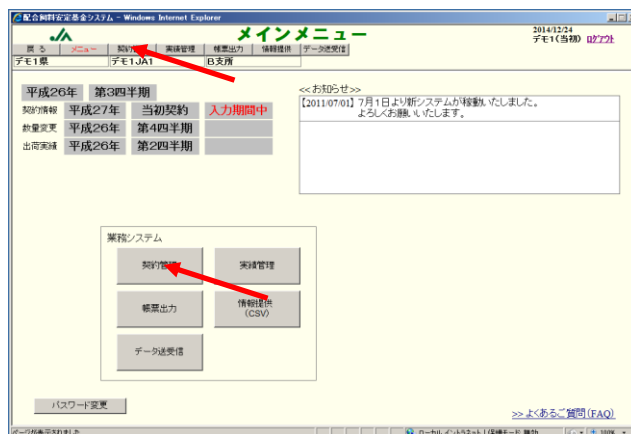
このような画面が表示されます。
まずはログインボタンを押してください。

ボタンを押したとき画面が消えてしまい、
次に進めない場合は、よくあるご質問を
参考にポップアップブロックをはずします。



このような画面が表示されます。
担当者それぞれに発行されたIDと
パスワードをいれてください。

そのあと、ログインのボタンを押して
ログインしてください。



メインメニューになります。

契約の操作をしますので、
「契約管理」のボタンを押してください。

画面の上の細長いボタンでも、
画面の左下の四角いボタンでも
どちらでも同じです。

さっそく契約数量の入力を行うので
この画面はすぐにとぼして、
「畜種別契約情報入力」のボタンを
押して契約入力の画面に入ります。

「県」と「JA」はすでに選択されていると思います。選択されていない場合は選択してください。
「支所」と「畜種」は必要に応じて選択してください。

- 65 -

配合飼料安定基金システム - Windows Internet Explorer

畜種別契約情報入力

2014/12/24
デモ1(当初) OK A F T

戻る メニュー 契約管理 実績管理 帳票出力 情報提供 データ送受信

デモ1県 デモ1JA1 B支所

県 01 デモ1県 JA 001 デモ1JA1 支所 002 B支所

畜種 ☒ すべて ☐ 未入力

※継続(転出、削除含む)と数量変更のみ入力可能です。
新規(転入含む)は「生産者別契約情報入力」で登録してください。

平成27年度 当初契約 入力期間中

1/2 ページ << < > >>

上段: 当初契約数量 下段: 変更後数量

No.	処理	支所 生産者	氏名 住所	畜種 契約区分	前年度	第1四半期 (トン)	第2四半期 (トン)	第3四半期 (トン)	第4四半期 (トン)	契約数量合計	飼養規模 (頭/千羽)	理由 転入/転出	承認
1		002	テスト 一郎	肉牛	80.00						100		
		211604	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
2		002	テスト 二郎	肉牛	40.00						40		
		211605	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
3		002	テスト 三郎	肉牛	60.00						20		
		211606	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
4		002	テスト 四郎	乳牛	80.00						30		
		211607	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
5		002	テスト 五郎	乳牛	60.00						20		
		211608	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
6		002	テスト 六郎	肉牛	20.00						15		
		211609	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
7		002	テスト 七郎	肉牛	12.00						10		
		211610	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
8		002	テスト 八郎	肉牛	4.00						5		
		211611	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									

ページが表示されました

ローカル イン트라ネット | 保護モード 無効 100%

このように生産者の名前とともに入力欄が出てきます。

「処理」を選んでから、次の図のように、飼養規模も含めたすべての欄を記入しましょう。

配合飼料安定基金システム - Windows Internet Explorer

畜種別契約情報入力

2014/12/24
デモ1(当初) OK A F T

戻る メニュー 契約管理 実績管理 帳票出力 情報提供 データ送受信

デモ1県 デモ1JA1 B支所

県 01 デモ1県 JA 001 デモ1JA1 支所 002 B支所

畜種 ☒ すべて ☐ 未入力

※継続(転出、削除含む)と数量変更のみ入力可能です。
新規(転入含む)は「生産者別契約情報入力」で登録してください。

平成27年度 当初契約 入力期間中

1/2 ページ << < > >>

上段: 当初契約数量 下段: 変更後数量

No.	処理	支所 生産者	氏名 住所	畜種 契約区分	前年度	第1四半期 (トン)	第2四半期 (トン)	第3四半期 (トン)	第4四半期 (トン)	契約数量合計	飼養規模 (頭/千羽)	理由 転入/転出	承認
1	継続型	002	テスト 一郎	肉牛	80.00	20.00	20.00	20.00	20.00	80.00	100		
		211604	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
2	継続型	002	テスト 二郎	肉牛	40.00	50.00	50.00	50.00	50.00	200.00	40		
		211605	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
3	継続型	002	テスト 三郎	肉牛	60.00	35.00	35.00	35.00	35.00	140.00	20		
		211606	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
4	継続型	002	テスト 四郎	乳牛	80.00	25.00	25.00	25.00	25.00	100.00	30	規模拡大	
		211607	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
5	継続型	002	テスト 五郎	乳牛	60.00	12.00	12.00	12.00	12.00	48.00	20	規模縮小	
		211608	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
6	継続型	002	テスト 六郎	肉牛	20.00	25.00	25.00	25.00	25.00	100.00	15		
		211609	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
7	継続型	002	テスト 七郎	肉牛	12.00	2.00	2.00	2.00	2.00	8.00	10		
		211610	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									
8	契約型	002	テスト 八郎	肉牛	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5	廃業	
		211611	〇〇市〇〇町〇〇番	継続契約									

ページが表示されました

ローカル イン트라ネット | 保護モード 無効 100%

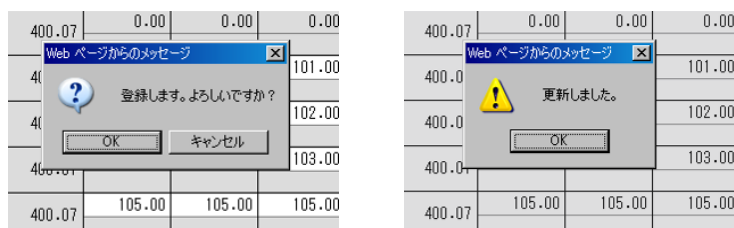
飼養規模は、必ず記入することとなっています。ご面倒でもご記入をお願いします。

契約削除を選んだ場合、契約数量は自動的にゼロになり、変えられません。

なお、転入と新規の契約がある場合は、欄がないので、新しく入力欄を作る必要があります。
 契約を新しく作る方法は、次のページからご説明します。

ぜんぶ契約数量を入れ終わりましたら

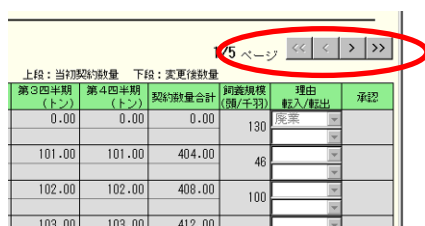
「登録」ボタンを押すと、契約変更がシステムに登録されます。



「登録しました」という表示が出たことを確認しましょう。

終わりましたら、次のページに移って、全ての契約を同じように入力します。

次のページに移る場合は、右上のボタンを使います。



慣れれば簡単ですが、入力ミスや漏れがないように、最初はゆっくり慎重にいきましょう。

戸数が多いと時間がかかりますので、入力は早めにはじめましょう。

平成 28 年度の契約は、平成 27 年 11 月 2 日から行うことができます。

<新しい契約入力欄の作り方>

配合飼料安定基金システム - Windows Internet Explorer

契約管理メニュー

2014/12/24
デモ1(各都道府県)

戻る | メニュー | **契約管理** | 実績管理 | 検索入力 | 履歴管理 | データ送受信

デモ1県 | デモ1JA1 | 白支所

県 [デモ1県] JA [デモ1JA1] 支所 [白支所] 検索

当初契約 | **下期契約** | **数量変更** | **平成27年度** | **入力期間中**

品種	当初契約 (予定)	当初契約 (入力済み)	下期契約 (予定)	下期契約 (入力済み)	未入力(種)	契約変更 件数	新規件数	消滅件数
肉牛	0	0	1	0	0	6	0	0
乳牛	0	0	0	0	0	2	0	0

①: 前年度から継続する契約件数
 ②: ①のうち契約数量を入力した件数
 ③: ①のうち非継続した件数
 ④: ①のうち他基金に転出した件数
 ⑤: ②のうち未入力の件数
 ⑥: ⑤ = ① - (② + ③ + ④)
 ⑦: 数量変更、廃止変更した件数
 ⑧: 新規に契約した件数
 ⑨: 他基金から転入した件数

今年度契約件数: ② + ⑤ + ⑥ + ⑧

合計 0 0 1 0 0 0 8 0 0

生産者別
契約情報入力

畜種別
契約情報入力

※ 継続確認の入力のみ

ページ表示設定 | 1/1

**契約管理のトップメニューで
「生産者別契約情報入力」のボタンを
押します。**

[illegible]

次に、「生産者新規登録」を押します。

このボタンは、生産者別契約情報入力画面にしかありません。

総合開発株式会社 金谷システムズ | Windows Internet Explorer

生産者登録・更新

閉じる

県

J/A

生産者

郵便番号

住所

電話番号

FAX番号

代表者氏名 代表者役職

備考

登録 クリア

2014/12/24
日付(当部) 07:27

生産者新規登録
生産者情報変更

ページ < >

変更履歴書

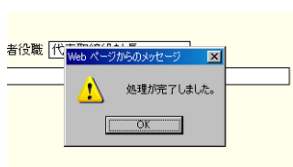
登録合計	新規登録 (増+減)	現行 加入者(当部)	承認
1	0	1	0
2	0	1	0
3	0	1	0
4	0	1	0
5	0	1	0
6	0	1	0
7	0	1	0
8	0	1	0
9	0	1	0
10	0	1	0
11	0	1	0
12	0	1	0
13	0	1	0
14	0	1	0
15	0	1	0
16	0	1	0
17	0	1	0
18	0	1	0
19	0	1	0
20	0	1	0
21	0	1	0
22	0	1	0
23	0	1	0
24	0	1	0
25	0	1	0
26	0	1	0
27	0	1	0
28	0	1	0
29	0	1	0
30	0	1	0
31	0	1	0
32	0	1	0
33	0	1	0
34	0	1	0
35	0	1	0
36	0	1	0
37	0	1	0
38	0	1	0
39	0	1	0
40	0	1	0
41	0	1	0
42	0	1	0
43	0	1	0
44	0	1	0
45	0	1	0
46	0	1	0
47	0	1	0
48	0	1	0
49	0	1	0
50	0	1	0
51	0	1	0
52	0	1	0
53	0	1	0
54	0	1	0
55	0	1	0
56	0	1	0
57	0	1	0
58	0	1	0
59	0	1	0
60	0	1	0
61	0	1	0
62	0	1	0
63	0	1	0
64	0	1	0
65	0	1	0
66	0	1	0
67	0	1	0
68	0	1	0
69	0	1	0
70	0	1	0
71	0	1	0
72	0	1	0
73	0	1	0
74	0	1	0
75	0	1	0
76	0	1	0
77	0	1	0
78	0	1	0
79	0	1	0
80	0	1	0
81	0	1	0
82	0	1	0
83	0	1	0
84	0	1	0
85	0	1	0
86	0	1	0
87	0	1	0
88	0	1	0
89	0	1	0
90	0	1	0
91	0	1	0
92	0	1	0
93	0	1	0
94	0	1	0
95	0	1	0
96	0	1	0
97	0	1	0
98	0	1	0
99	0	1	0
100	0	1	0
101	0	1	0
102	0	1	0
103	0	1	0
104	0	1	0
105	0	1	0
106	0	1	0
107	0	1	0
108	0	1	0
109	0	1	0
110	0	1	0
111	0	1	0
112	0	1	0
113	0	1	0
114	0	1	0
115	0	1	0
116	0	1	0
117	0	1	0
118	0	1	0
119	0	1	0

このように、生産者登録画面になります。
まだ何も情報が入っていません。

このように入力をします。
ピンクの欄は必ず書いてください。

生産者コードはシステムが決めます。
好きな数字を選ぶことはできません。

入力が終わったら、登録を押します。



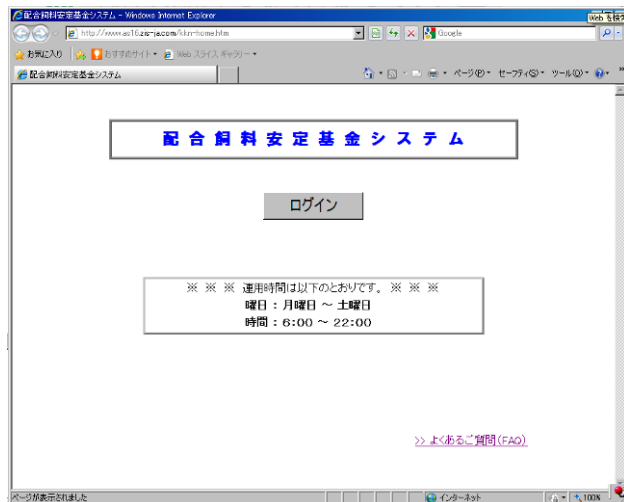
このようになれましたら、登録が終わっています。

するとこのような画面が出ます。
これをOKして、さっそく契約数量を入れましょう。

まず「処理」から 新規契約 もしくは 当初転入 を選びましょう。
あとはすべての欄を記入して、「登録」を押せば、この生産者の契約データが登録されます。

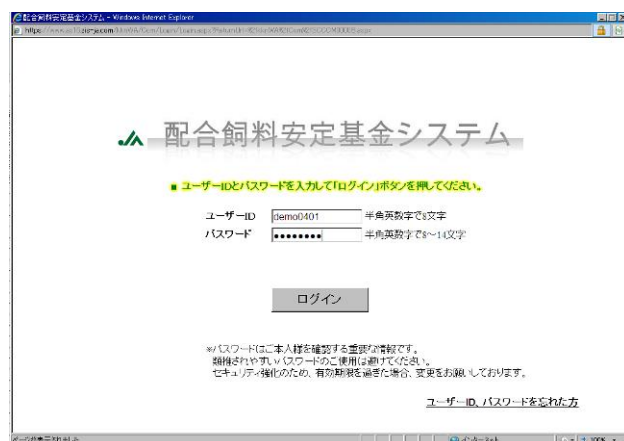
2. 出荷実績の入力

システムURL <http://www.as16.zis-ja.com/kkn-home.htm>



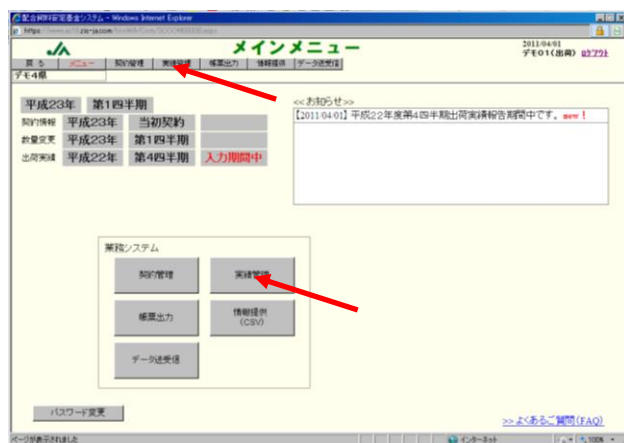
このような画面が表示されます。
まずはログインボタンを押してください。

ボタンを押したとき画面が消えてしまい、次に進めない場合は、よくあるご質問を参考にポップアップブロックをはずします。



このような画面が表示されます。
担当者それぞれに発行されたIDとパスワードをいれてください。

そのあと、ログインのボタンを押してログインしてください。



メインメニューになります。

実績報告をしますので、「実績管理」のボタンを押してください。

画面の上の細長いボタンでも、画面の左下の四角いボタンでもどちらでも同じです。

実績入力のトップメニューです。
未入力の件数を確認できます。

といえず出荷実績の入力を行うので
この画面はすぐにとほして、
「畜種別出荷実績入力」のボタンを押して
実績入力の画面に入ります。

実績入力の画面です。

No	支所	生産者コード	氏名 住所	畜種 契約区分	契約数量	1月出荷 (トン)	2月出荷 (トン)	3月出荷 (トン)	出荷数量合計 補てん金対象数量	補てん金 (通常)	補てん金 (異常)	補てん金 合計	報告書
1	001	145401	継続契約生産者401 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
2	001	145402	継続契約生産者402 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
3	001	145403	継続契約生産者403 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
4	001	145404	継続契約生産者404 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
5	001	145405	継続契約生産者405 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
6	001	145406	継続契約生産者406 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
7	001	145407	継続契約生産者407 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
8	001	145408	継続契約生産者408 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
9	001	145409	継続契約生産者409 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
10	001	145410	継続契約生産者410 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01				100.006	325,019	0	325,019	印刷済み

「県」と「JA」はすでに選択されていると思います。選択されていない場合は選択してください。
「支所」と「畜種」は必要に応じて選択してください。

そのあと、「検索」ボタンを押すと、上の図のように、当てはまる生産者が出てきます。
あとは、白い空欄に、出荷実績を入力してください。タブやリターンキーで次に進みます。

配合飼料安定基金システム - Windows Internet Explorer
 https://www.as10zts-jacom/ikrWA/Com/SCCOM0000B.aspx

畜種別出荷実績入力

2011/04/01
デモ01(出荷) 0272

戻る メニュー 契約管理 実績管理 帳票出力 情報提供 データ送受信

デモ4県

県 04 デモ4県 J A 001 デモ4 J A 1 支所

畜種 ☐ すべて ☐ 未入力 検索

平成22年 第4四半期 入力期間中 通常補てん単価 3,250 異常補てん単価 0 1/2 ページ << < > >>

No	支所	生産者コード	氏名住所	畜種契約区分	契約数量	1月出荷(トン)	2月出荷(トン)	3月出荷(トン)	出荷数量合計 補てん金対象数量	補てん金(通常)	補てん金(異常)	補てん金合計	報告書
1	001	145401	継続契約生産者401 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
2	001	145402	継続契約生産者402 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
3	001	145403	継続契約生産者403 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
4	001	145404	継続契約生産者404 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
5	001	145405	継続契約生産者405 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
6	001	145406	継続契約生産者406 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
7	001	145407	継続契約生産者407 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
8	001	145408	継続契約生産者408 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
9	001	145409	継続契約生産者409 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み
10	001	145410	継続契約生産者410 ですと県ですと市です	肉牛 継続契約	100.01	30.001	30.002	40.003	100.006 100.006	325,019	0	325,019	印刷済み

登録 クリア

ページが表示されました

ぜんぶ出荷実績を入れ終わりました。わからないところがあれば空欄でもかまいません。
 空欄にしていたところは、あとで間違いなく入力しましょう。
 「登録」ボタンを押すと、出荷実績がシステムに登録されます。

30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019
30.002	40.003	100.006	325,019

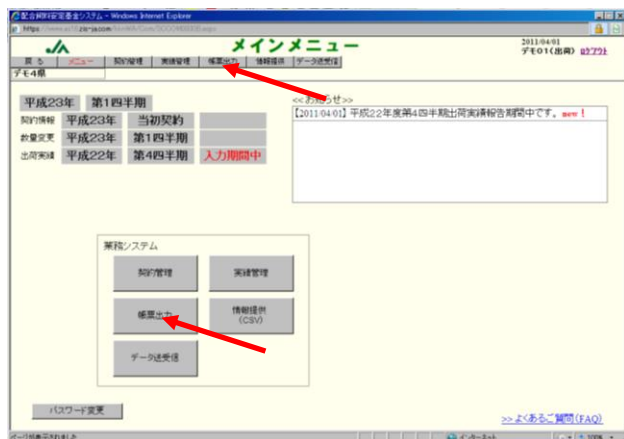
「登録しました」という表示がきちんと出たことを確認しましょう。

たくさん生産者がいらっしゃる場合は、2ページ以上にまたがりますので、次のページに進んで、入力と登録を続けてください。

全ての生産者で入力が終わると、2ページの最初の図で、未入力にセロになります。
 慣れるまでは確認しながら進めてください。

入力が終わったら

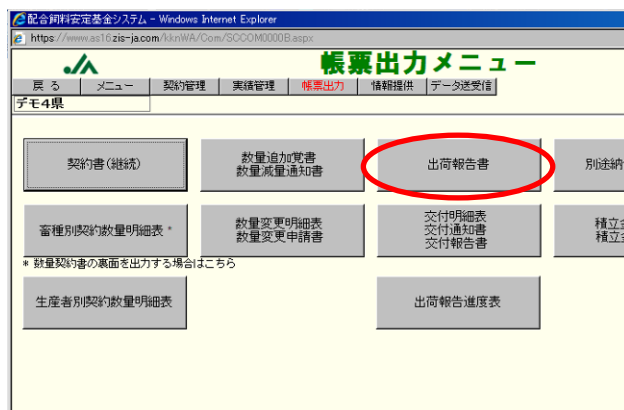
出荷報告書を印刷しましょう。



メインメニューになります。

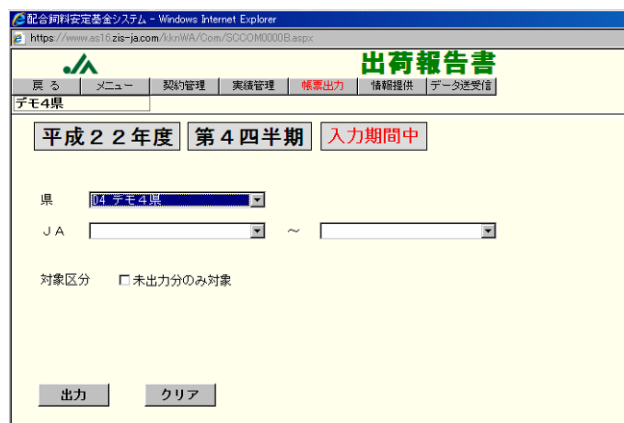
帳票を出しますので、
「帳票出力」のボタンを押してください。

画面の上の細長いボタンでも、
画面の左下の四角いボタンでも
どちらでも同じです。



帳票出力メニューになります。

「出荷報告書」のボタンを押します。



ご自分のご担当のJAが選ばれています。
選ばれていない場合は選択して、
「出力」ボタンを押してください。

PDFが出てきますので、これを印刷した上で、捺印をして、
出荷実績を証明できる伝票などといっしょに、10年間保管をしてください。

Ⅷ. 様式集

目 次

1. 契約	
(1) 契約全般	
基本契約書兼数量契約書（農協等－生産者）	75
基本契約書（県連（全農）－JA）	76
数量契約書（県連（全農）－JA）	77
基本契約書（全農－県連）	78
数量契約書（全農－県連）	79
特畜種加入申請書	80
銀行口座振込依頼書	81
配合飼料安定基金契約チェックリスト	82～83
(2) 基金間移動	
基金間移動申請書	84～86
基本契約書兼数量契約書（下期転入者用）	87
(3) 借入金と80％ルール	
配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書	88～89
(4) 各種変更	
基金加入生産者の各種変更届（氏名・住所・畜種変更等）	90～91
経営移譲にともなう名義変更申請書	92～96
商流変更申請書	97～99
JA合併届・JA名称変更届・JA支所統合届	100～101
基金加入生産者の所属支所変更届	102～103
2. 数量変更	
数量変更申請書	104～107
3. 積立	
積立金通知書	108
4. 補てん	
出荷実績報告書	109
補てん金交付通知書	110
補てん金交付報告書	111
TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表	112
広域調整の依頼文書	113
出荷報告の修正	114～115
補てん金交付に関する事務チェックリスト	116
5. その他	
安定基金システム使用者申請書	117～118

平成29年度は、4年間の基本契約期間の1年目にあたります。

JA－生産者： 全ての生産者が基本契約書兼数量契約書を締結します。
（数量契約書のみの様式は使用しません。）

県連（全農）－JA： 基本契約書と数量契約書をそれぞれ締結します。

全農－県連： 基本契約書と数量契約書をそれぞれ締結します。

適切な様式で契約を行うよう、ご注意ください。

基本契約書兼数量契約書
(農協等一生産者)

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

(以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。

(数量契約)

第1条 甲と乙は、基金の事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を締結する。

(契約対象数量)

第2条 平成29年度の数量契約はこの契約によるものとし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間に於いて契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。

(通常補てん積立金の納付)

第3条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)

第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。

2. 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。
- (1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。
- (2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。
3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。
4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。

(契約の解除等)

第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合乙はこの契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。

ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間の契約移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならぬ。

3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
- (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐欺、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(契約の効力)

第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)

第9条 この契約の対象期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までとする。

ただし、第2条による数量契約については、平成29年4月1日から平成30年3月31日とする。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。

平成29年3月15日

甲(農協等) 住 所
法人名
代表者名 印

乙(生産者) 住 所
氏 名 印

畜種：育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

畜 種	4～6月数量	7～9月数量	10～12月数量	1～3月数量	合計数量	飼養規模

(個人情報の取扱い)
乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。

(1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収
(3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付
(5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
(6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

配合飼料価格差補てん基本契約書

_____ (以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。

(数量契約)

第1条 甲と乙は、基金の事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を締結するものとする。

(通常補てん積立金の納付)

第2条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める加入生産者の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。

2. 乙は、前項の規定による通常補てん積立金の納入が遅れた場合は、日歩2銭4厘の割合で延滞利息を納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)

第3条 甲は、数量契約を締結した場合において、業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9の規定により、乙に対して価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)

第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、通常補てん積立金の納入を怠った場合、または業務方法書附則(平成20年9月2日)に該当する場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。

(契約の解除等)

第5条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、数量契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、数量契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除することができる。
ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならない。

(個人情報保護法等の法令遵守)

第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)および情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書およびこれに基づく細則に定めるところによるものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成29年3月15日

甲(県連等)

住 所
法人名
代表者名

㊞

乙(農協)

住 所
法人名
代表者名

㊞

配合飼料価格差補てん数量契約書

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) は平成29年3月15 日
付け配合飼料価格差補てん基本契約 (以下「基本契約」という) に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量
は、「畜種別契約数量明細表」とおりとする。

(契約の解除等)

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除
することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常
補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常
補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。

ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特
別の事由がなければならない。

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報保護法等の法令遵守)

第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都
道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・
提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)および情報提供や案内にかかわる作成や
発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成29年3月15日

甲(県連等)	住 所 法人名 代表者名	Ⓜ
--------	--------------------	---

乙(農協)	住 所 法人名 代表者名	Ⓜ
-------	--------------------	---

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

配合飼料価格差補てん基本契約書

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書 (以下「業務方法書」という) に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格補てん (以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という) について、次のとおり契約する。

(数量契約)

第1条 甲と乙は、基金の事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約 (以下「数量契約」という) を締結するものとする。

(通常補てん積立金の納付)

第2条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める乙および加入生産者が負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲に納付するものとする

2. 乙は、前項の規定による通常補てん積立金の納入が遅れた場合は、日歩2銭4厘の割合で延滞利息を納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)

第3条 甲は、数量契約を締結した場合において、業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9の規定により、乙に対して価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)

第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、通常補てん積立金の納入を怠った場合、または業務方法書附則 (平成20年9月2日) に該当する場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。

(契約の解除等)

第5条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、数量契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、数量契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除することができる。
ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならない。

(個人情報保護法等の法令遵守)

第6条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業 (全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社) および情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第7条 この契約の対象期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書およびこれに基づく細則に定めるところによるものとし、その他の事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成29年3月31日

甲(全農)	住 所 東京都千代田区大手町1-3-1 法人名 全国農業協同組合連合会 代表者名 代表理事理事長 ㊞
乙(県連)	住 所 法人名 代表者名 ㊞

配合飼料価格差補てん数量契約書

全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は平成29年3月31日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という）に基づき、次のとおり契約する。

（契約対象数量）

第1条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、「畜種別契約数量明細表」のとおりとする。

（契約の解除等）

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。

ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特別の事由がなければならない。

（契約の効力）

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

（個人情報保護法等の法令遵守）

第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業（全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社）および情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

（契約対象期間）

第5条 この契約の対象期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成29年3月31日

甲	住 所 東京都千代田区大手町1-3-1 法人名 全国農業協同組合連合会 代表者名 代表理事理事長	㊞
乙	住 所 法人名 代表者名	㊞

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

特畜種加入申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金
理事長 殿

住 所

氏 名

印

特畜種加入申請書

平成 年度(当初契約・下期)から配合飼料価格差補てん事業へ加入いたしたく、以下のとおり申請いたします。

1. 対象家畜：
2. 飼養頭羽数：
3. 経営開始年次：
4. 配合飼料年間使用量（予定）：
5. 畜産経営証明資料： 畜産物販売伝票写し別添

以 上

農協記入欄

県	農協コード	農協名	支所コード	支所名

銀行口座振込依頼書

50音



全国農業協同組合連合会 御中

(取引部門 : _____ 部 _____ 課) _____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____ フリガナ _____

_____ 住 所 _____

_____ フリガナ _____

社 名 _____

(商 号) _____ TEL _____

代 表 者 _____

(氏名・印) _____ 印 _____ FAX _____

- (1) 貴会から当方に支払われる取引代金は、下記銀行預金口座振込みでお願いします
 (2) 当社(店)に入金と同時に代金受領とし、当方は領収書の発行を省略します
 (3) なお、記載内容に変更がある場合は、ご連絡のうえ、改めて依頼書を提出します

振込指定 金融機関 (店舗)	農協	支 所	種 目	1.普 通	口座番号
	銀行	支 店		2.当 座	
	金庫	出張所		3.その他	右詰として7桁に満たない 場合は左側に0を付加する
	信組			()	
口座名義	(フリガナ) _____				

手形送付先 (手形払:郵送)	住 所	(フリガナ) _____
	宛 名	(フリガナ) _____

※この依頼書における情報は、本会から支払う際の支払先の登録および確認に使用されます※

全農(現業)記入欄

BS管理単位	機 構	ユ ニ ッ ト	受払コード(左詰で記入)	負 担
____	____	____	____	本会

☐ 登録
 ☐ 変更
 ☐ 削除
 ☐ 事業
 ☐ 経費

全農(経理)記入欄

名義人(カナ)																仕向銀行			
____																____			
運用開始日(西暦)								手形送付先名称(カナ)											
____								____											
手形送付先住所(カナ)										送付先〒番号			送付先TEL			送付先FAX			
____										____			____			____			

出納担当課			会計担当課			登録依頼部			法人格コード		サイトコード		OCM統一コード	
課長	担当者	処理日	課長	担当者	処理日	課長	担当者	登録依頼月日	事業		____		____	
____	____	____	____	____	____	____	____	____ 年 ____ 月 ____ 日	経費		0000		____	

(注:受払は契約印影と確認を行う)

配合飼料安定基金契約チェックリスト

このチェックリストを元に全ての契約書をチェックし、問題なければ契約書に印を付けてください。すべて問題なければ下の点検欄に『済』と記入し担当者印と責任者印を押印して、契約書とともに保管してください。

責任者

担当者

農協名	
支所名	

番号	項 目	点 検	備 考
1	畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。×グループでの契約は不可		
2	契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か		
3	国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類似の機関ではないか		
4	基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須		
5	くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があるか		
6	TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量が基金契約数量となっているか		
7	TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合について文書にて確認しているか		
8	数量契約書に飼養規模の記入はされているか		
9	数量契約書に契約印が押印されているか		
10	記載されている契約数量と安定基金システムに入力されている数量は合致しているか		

《基金加入対象畜種》

採卵鶏 ・ 肉用鶏 ・ 乳用牛 ・ 肉用牛 ・ 肥育豚 ・ 種豚 ・ うずら ・ 馬 ・ めん羊 ・ ヤギ
 その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

* 基金契約を取り交わすにあたり、農協（支所）毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

配合飼料安定基金契約チェックリスト

農協名		確認者
支所名		
畜 種		
基金No.		記入者
生産者名		

番号	項 目	点 検	備 考
1	畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。×グループでの契約は不可		
2	契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か		
3	国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類似の機関ではないか		
4	基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須		
5	くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があるか		
6	TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量が基金契約数量となっているか		
7	TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合について文書にて確認しているか		
8	数量契約書に飼養規模の記入はされているか		
9	数量契約書に契約印が押印されているか		
10	記載されている契約数量と安定基金システムに入力されている数量は合致しているか		

《基金加入対象畜種》

採卵鶏 ・ 肉用鶏 ・ 乳用牛 ・ 肉用牛 ・ 肥育豚 ・ 種豚 ・ うずら ・ 馬 ・ めん羊 ・ ヤギ
 その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

* 基金契約を取り交わすにあたり、加入生産者毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

基金間移動申請書

配合飼料安定基金数量契約移動申請書

平成 年 月 日

(転入先) 殿

(転出先) 殿

(申請者) 〒

住所

氏名

印

このたび、私は、平成 年度第 四半期より、((一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員と締結している数量契約を((一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)へ下記のとおり移動したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。

記

1. 平成 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

数量契約先		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備 考
移動前契約数量							
移動後契約数量							
全農基金事務処理コード		県コード	JAコード	支所コード	畜種コード	生産者コード	
全日基事務処理コード		県コード	メーカーコード	組合コード	特約店コード	畜種コード	加入者コード

- (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
 2 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写し等を添付すること。
 3 移動後の備考欄には、基金協会とすでに契約がある場合は加入者(生産者)コードを記入すること。
 4 10月からの移動申請は、移動後契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないこと。
 5 本申請書を受け取った荷受組合・農協等は、写しを都道府県基金協会・県連等を通じて各基金に提出すること。

今回の基金間移動申請に当り、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び(公社)配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

基金間移動申請書の書き方(下期の移動)

※下期の移動は全農のみでのシステム入力となります。

《下期転入》

配合飼料安定基金數量契約移動申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

転入先) **△△農業協同組合** 代表理事組合長 殿
 転出元) **(一社)○○県配金協** 定価格協 理事 殿
 転出元) **△△農業協同組合** 代表理事組合長 殿

(申請者) 〒 000-0000
住所 ○△県□△市○○町××-△△△
氏名 全農 太郎 (印)

このたびは、平成
年度第**3**（四半期）より、**(一社)全国配合飼料供給安心基金**、**(一社)全日本配合飼料価格安定基金**、**(一社)全国畜産配合飼料格安定基金****(一社)全日本配合飼料価格格安定基金**の4つの数値を結している数量契約を
(一社)全国配合飼料供給安心基金、**(一社)全日本配合飼料価格格安定基金**、**(一社)全国畜産配合飼料格安定基金**、**(一社)全日本配合飼料価格格安定基金**へ移動申請したく、移動申請書類書を添えて申し上げます。

2

1. 平成 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

[illegible]

(注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
2 移動前の数量契約先が確定できなかった移動前の数量契約書のコードを添付すること。
3 移動後の備考欄には、基金金数として契約がある場合は加入者(生産者)コードを添付すること。
4 10月からの数量契約書の第1及び第2数量契約の欄には、数量契約の数量を記入し、基金金に提出した申請書を受け附ぐ。
5 本申請書を受け附ぐ、移動後、農協等は、互を都道府県基金協会・県連等を連絡して各基金に提出すること。

今回の基金間移動申請に当たり、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び（公社）配合飼料供給協定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

《下期転出》

配合飼料安定基金數量契約移動申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(一社)〇〇県配合同組合 代表理事組合長
△△農業協同組合 代表理事組合長
(転入先) 〇〇県配合同組合 代表理事組合長
(転出元) △△農業協同組合 代表理事組合長

(申請者) 千 000-0000
 住所 O△県口△市〇〇町××-△△△
 氏名 畜産 牛男 (印)

このたびは、平成年度第**3**四半期より、(一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)日本配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格安定基金の3つの数量要約を、(一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)日本配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格安定基金へ1つにまとめた数量要約書を作成し、申請いたします。

2

1. 平成 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

	数量契約先	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備考
移動前契約数量	△△農業協同組合	100	100	100	100	400	
移動後契約数量	□□株式会社			100	100	200	下の移動は、全農基金との契約数量となります。(増減不可)
移動後契約数量	全農基金事務処理コード	東コード × × ×	J Aコード × × × ×	支所コード × × ×	畜種コード × × × ×	生産者コード × × × × × ×	
移動後契約数量	全農基金事務処理コード	県コード × × ×	市町村コード × × × ×	組合コード × × × ×	特約店コード × × × × × ×	畜備コード × × × × × ×	加入者コード × × × × × ×

(注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
2 移動の計画欄には、四半期別数量の増減等による移動後の数量契約先の写しを記入すること。
3 移動後の価額欄には、基金協会の数量データに基づいて契約の分る場合は加入者コードを記入すること。
4 10月1日からの移動分は、移動後の数量の第1及び第2四半期別契約数量を記入し、各基金に提出すること。
5 本計画書の受け付けは、移動後の数量の増減に付、移動後の数量協会・県連連合を記入し、各基金に提出すること。

今回の基金間移動申請に当り、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び（公社）配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

※畜種コード

基本契約書兼数量契約書
(下期転入者用)

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。

(数量契約)
第1条 甲と乙は、基金間移動による転入該当四半期前および事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を締結する。

(契約対象数量)
第2条 平成29年度下期の数量契約はこの契約によるものとし、平成29年10月1日から平成30年3月31日における契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。

(通常補てん積立金の納付)
第3条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)
第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)
第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。
2. 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。
(1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。
(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。
3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。
4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。

(契約の解除等)
第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。
この場合乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。
ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならぬ。
3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
(2) 暴力団等が、その名目問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫の言辞を用いた場合
(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(契約の効力)
第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)
第8条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)
第9条 この契約の対象期間は、平成29年10月1日から平成33年3月31日までとする。
ただし、第2条による数量契約については、平成29年10月1日から平成30年3月31日とする。

(その他)
第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。

平成29年8月15日

甲(農協等) 住所 法人名 代表者名 印

乙(生産者) 住所 氏名 印

畜種：育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

畜 種	10～12月数量	1～3月数量	合計数量	飼養規模

(個人情報の取扱い)

乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。
(1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付
(5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
(6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

平成29年3月15日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 理事長殿

住所：

氏名：

印

平成29年度配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書

平成29年度の配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少の理由について、下記のとおり合理的な理由としての承認を申請します。

I 未継続の場合 該当する番号に○を付けてください

1. 廃業のため（要証明書添付）
2. 他基金との契約に変更したため（契約した他基金の契約書写を添付してください）

基金名	契約年度	畜種	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
全農系	H28年度						
畜産系	H28年度						
商 系	H28年度						
合 計							
畜産系	H29年度						
商 系	H29年度						
合 計							

II 数量減少の場合【平成28年度対比20%以上減少】 該当する番号に○を付けてください

既に捺印した「配合飼料価格差補てん数量契約書」は、下記申請理由が基金により受理されるまでの間、もしくは受理されなかった場合でも返還対象金額を返納するまでの間、正式に契約が成立しない仮契約扱いとなることに同意します。（仮契約とは、受理または返納までは「配合飼料価格差補てん数量契約書」は効力を生じないという趣旨です。）

1. 規模縮小のため

畜種	H28年度契約時	縮小後（今契約時）	備考
例）採卵鶏	30,000羽	15,000羽	

2. 一部の契約数量を他基金へ変更したため（契約した他基金の契約書写を添付してください）

基金名	契約年度	畜種	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	メーカー名
全農系	H28年度							
畜産系	H28年度							
商 系	H28年度							
合 計								
全農系	H29年度							
畜産系	H29年度							
商 系	H29年度							
合 計								

うら面に続く

うら面

おもて面の加入生産者の申請内容に、相違のないことを確認しました。

住 所 :

農協名・経済連名・
指定飼料会社名 :

代 表 者 名 : (印)

《生産者情報》

県コード	JAコード	支所コード	畜種コード	生産者コード	加入生産者氏名

(畜種コード) 10 : 育すう、20 : 成鶏、40 : ブロイラー、50 : 肉牛、60 : 乳牛、70 : 豚、80 : うずら
91 : めん羊、93 : 馬、94 : 猪、95 : 猪豚、96 : 鴨、98 : ほろほろ鳥

.....
ご注意 :

- ※1 記載内容が事実と反する場合には、借入により支払われた直近2年間の補てん金（全部もしくは一部）の返納を求められることがあります。
- ※2 本確認書により提供された個人情報は、配合飼料安定基金の事務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業（全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社）等への提供の目的で利用します。

基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

県
JA名

生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、
変更内容は適正と認められるため、申請します。
変更年月日 年 月 日

担当部署
記入者氏名

連絡先 印

加入生産者氏名	基金システム 生産者コード	住所	変更内容	①現行	②新規	特記事項
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				

- 1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。
- 2. 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。
- 3. 法人化や、法人経営の社名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等を添付してください。
- 4. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。
- 5. この様式に記載された氏名・住所等の個人情報、基金システム修正以外の目的では使用しません。
- 6. 写しを該当の契約書と一緒に保管しておいてください。

〈記入例〉

《JA一県連・県営業所一全農》

基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)

県名を
必ず入れてください

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

県 畜産県
JA名 畜産農業協同組合

担当部署 営農指導課
記入者氏名 基金 一郎

連絡先 0123-45-6789 ⑩

生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、
変更内容は適正と認められるため、申請します。

変更年月日 〇〇年 〇月 〇日

加入生産者氏名	基金システム 生産者コード	住所	変更内容	①現行	②新規	特記事項
大友 洋	0123456	〒999-999 畜産市上下町1-1-1	氏名	洋	洋一	加入生産者死亡のため、契約継承 者である長男に名義変更
小林 武	0123457	〒999-999 畜産市上下町1-1-2	住所	〒999-999 畜産市上下町1-1-2	〒999-111 畜産市花畑町3-3-3	農場移転のため
佐藤 花子	0123458	〒999-999 畜産市上下町1-1-3	畜種	乳牛	肉牛	平成〇年度契約より畜種変更
		〒				年度の途中からは 変更できません
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				

1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。
2. 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。
3. 法人化や、法人経営の杜名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等を添付してください。
4. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増してご使用ください。
5. この様式に記載された氏名・住所等の個人情報、基金システム修正以外の目的では使用しません。
6. 写しを該当の契約書と一緒に保管しておいてください。

経営移譲にともなう
名義変更申請書

平成 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 ○○ ○○殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 ○○ ○○ 殿

農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料安定基金契約者の名義変更について（申請）

当組合の基金契約者が、廃業(または〇〇の理由)により飼養している家畜を平成 年 月 日以降、新たに〇〇〇〇に譲渡いたしましたのでご報告いたします。

これに伴い、当組合と廃業する基金契約者との間に締結した配合飼料価格差補てん基本契約及び数量契約について、引き続き〇〇経済連（または〇〇〇くみあい飼料株式会社）からくみあい配合飼料を供給することから、家畜の譲渡先への契約変更を承認いただきたく、下記のとおり申請いたします。

なお、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金の加入者としての権利・義務を今後とも履行していくことを申し添えます。

記

1. 対象生産者名 :

住所：

生産者コード：

2. 經宮移管先

生產者名：

住所：

3. 移管日 : 平成 年 月 日

4. 平成 年度契約数量 (単位: k g)

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合 計
× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × × ×

5. 添付資料 : 事業譲渡契約書（預託契約書）の写し

配合飼料価格差補てん基本契約書・数量契約書の写し

以上

事業譲渡契約書

有限会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、甲の事業の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

（目的・譲渡日）

第1条 甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の事業（以下「本事業」という）を譲渡する。

（譲渡財産）

第2条 前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡日現在の甲の本事業に属する資産および負債とし、その内容は本契約締結後甲乙協議のうえこれを決定する。

（譲渡価額・支払方法）

第3条 本事業の譲渡の対価は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

2 前項の対価の支払方法および支払時期については、甲乙協議のうえこれを決定する。

（引渡時期）

第4条 譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第5条 甲は、本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行ない、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と協議し合意のうえこれを行う。

（従業員の取扱い）

第6条 乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。

2 従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議のうえこれを決定する。

（協議事項）

第7条 本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇

乙	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇

飼 養 管 理 委 託 契 約 書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と有限会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、飼養管理委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し肥育用素豚を委託し、乙はこれを受託することとする。

（管理）

第2条 飼養管理は、甲の飼養管理マニュアルにしたがって管理する。

（委託料金）

第3条 甲は乙に対し、委託料として1頭あたり〇〇〇円を支払うものとする。

（経費負担）

第4条 経費負担区分は別途覚書にて定める。

（期限の利益喪失）

第5条 乙が下記に該当する場合、乙は当然に期限の利益を失ったものとみなす。

- （1）乙が他からの仮差し押さえ、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または、公租公課の滞納督促を受けたとき。
- （2）財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

（契約の有効期限）

第6条 本契約の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また、期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれからも書面による申し出がない場合は、さらに同一条件で1年間延長するものとしその後も同様とする。

（契約の補充）

第7条 上記定めなき事項については、甲、乙で協議し対処する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇
乙	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇

売 買 契 約 書

〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、〇〇の売買に関し、次の通り契約する。

（目的）

第1条 甲は、〇〇を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、〇〇〇〇〇円（消費税込み）とする。

2. 乙は、商品の引渡しを受けた日から 日以内に、売買代金を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙が負担する。

（引渡し）

第3条 甲は乙に対して、平成 年 月 日に、乙指定の場所において商品を引渡すものとし、所有権は引渡しの際に乙に移転するものとする。

（契約の解除）

第4条 乙が、第2条に規定する期日までに売買代金を支払わなかったときは、甲は、通知催告を要せず直ちに本契約を解除し、商品を引き上げることができる。この際の商品の引き揚げに要する費用は、全て乙負担とする。

（信義則）

第5条 甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：住所

氏名

印

乙：住所

氏名

印

施 設 賃 貸 借 契 約 書

〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、施設の賃貸借に関し、次の通り契約する。

（目的）

第1条 甲が、〇〇市〇〇に所有する〇〇の施設を、乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（契約期間）

第2条 施設の賃貸期間は、平成〇〇年〇月〇日より平成〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。ただし、期間満了〇ヶ月前までに甲、乙いずれより何等の申し出なき場合はさらに継続するものとする。

（施設使用料）

第2条 施設使用料は月〇〇〇〇円とし、乙は毎月末までに甲に支払うものとする。

（施設の保守管理）

第3条 乙は物件の使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって当たらなければならない。

（契約の解除）

第4条 甲は乙が本契約を履行しない場合は、乙に対して本契約を解除することができるものとし、これに対し乙は速やかに完全に明け渡しをしなければならない。

（信義則）

第5条 本契約に記載していない事項について疑義が生じた時は、甲、乙は信義に従い誠意をもって協議解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：住所

氏名

印

乙：住所

氏名

印

商流変更申請書
(移管元→移管先)

平成 年 月 日

B 農業協同組合

代表理事組合長 殿

A 農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料安定基金基本契約および数量契約の移管について(ご依頼)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて配合飼料安定基金基本契約および数量契約について下記のとおり移管をご依頼申し上げます。

敬 具

記

1. 移管理由 : 商流変更のため
2. 契約生産者: ○○ ○○
3. 契約移管元: A 農業協同組合
4. 契約移管先: B 農業協同組合
5. 契約移管日: 平成 年 月 日以降
6. 添付書類
 - ・配合飼料価格差補てん基本契約書(写)
 - ・配合飼料価格差補てん数量契約書(写)

以 上

※農協との取引から飼料会社直対に変更する場合は、契約移管先を「全国農業協同組合連合会」とし、移管元農協から飼料会社宛ての文書としてください。
※飼料会社直対から農協との取引に変更する場合は、契約移管元を「全国農業協同組合連合会」とし、飼料会社から移管先農協宛ての文書としてください。

商流變更報告書 (移管先→県連(全農))

平成 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 殿

B 農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料安定基金基本契約および数量契約の移管について(ご報告)

拜 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて配合飼料安定基金基本契約および数量契約について下記のとおり移管を受けましたのでご報告申し上げます。

敬 具

記

1. 移管理由： 商流変更のため
2. 契約生産者： ○○ ○○
3. 契約移管元： A 農業協同組合
4. 契約移管先： B 農業協同組合
5. 契約移管日： 平成 年 月 日以降
6. 添付書類

- ・A 農業協同組合からの文書(写)
- ・配合飼料価格差補てん基本契約書(写)
- ・配合飼料価格差補てん数量契約書(写)

以上

※農協との取引から飼料会社直対に変更する場合は、契約移管先を「全国農業協同組合連合会」とし、飼料会社から全農宛ての文書としてください。

※飼料会社直対から農協との取引に変更する場合は、契約移管元を「全国農業協同組合連合会」とし、移管先農協から県連(又は全農)宛ての文書としてください。

商流変更申請書
(県連→全農)

平成 年 月 日

全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 殿

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事 印

配合飼料安定基金基本契約および数量契約の移管について(ご依頼)

みだしの件について、下記により申請いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 契約移管の理由 商流変更のため

(1) 対象農協

① 移管元 住所:
農協名: A 農業協同組合

② 移管先 住所:
農協名: B 農業協同組合

(2) 商流

① 移管前 全農→〇〇県経済連→A 農協

② 移管後 全農→〇〇県経済連→B 農協

(3) 対象生産者 〇〇 〇〇

2. 契約数量

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合計

3. 契約移管日: 平成 年 月 日以降

4. 添付書類

- (1) A農協からの文書
- (2) B農協からの文書
- (3) 配合飼料価格差補てん基本契約書(写)
- (4) 配合飼料価格差補てん数量契約書(写)

以 上

JA合 併 届
JA名称變更 届
JA支所統合 届

全国農業協同組合連合会 御中
県連 御中

担当部署
記入者氏名

[illegible]

- 100 -

＜記入例＞

《JA一県連・県営業所一全農》

JA合 併 届
JA名称変更 届
JA支所統合 届

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

(該当する内容に○をつける)

県
JA名
県名を
必ず入れてください

担当部署
記入者氏名
連絡先
印

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。

変更年月日 年 月 日

現 行 (変更前)				変 更 後			
JA コード	JA名	支所 コード	本・支所名	基金 使用欄	JA名	基金 使用欄	本・支所
301	成城	000	本所	有	あけぼの		本所
		001	桜ヶ丘支所	無			閉鎖
		002	野川支所	無			野川支所
350	下野毛	000	本所	無			下野毛支所
		001	下新城支所	有			閉鎖
280	有明	000	本所	有	九州みらい		
		010	下川支所	有			
290	遠賀	000	本所	有			畜産本部
420	松原	021	赤堤支所	有	サンライズ		和田支所
		022	大原支所	有			大原支所
		023	花畑支所	有			山下支所
770	大山田	010	北上野支所	有	大山田		上野支所
		012	南上野支所	有			閉鎖
		014	山片支所	有			東山片支所
							西山片支所

「飼料基金は本所が所管する」等、今後の関係を注記する。

「飼料基金は本所が所管する」

「畜産事務は畜産本部で一括する」等、今後の関係を注記する

「畜産事務は畜産本部で一括する」

このような分離新設の場合は、各加入者がどの支所の所属となるかが分かるように、次頁の「基金加入生産者の所属支所変更届」もあわせて提出してください。

1. 配合飼料基金の契約・補てん金交付等に使用する情報ですので、合併を契機に畜産農家を畜産本部とか畜産センター等で管理することとなる場合は、変更後の本・支所欄には、生産者の住所にかかわらずに生産者を所管する畜産本部等の名称を記入してください。これにより、「契約数量明細書」や「出荷実績数量報告書」に印字される「支所」は、畜産本部等となります。
2. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。

基金加入生産者の所属支所変更届

全国農業協同組合連合会 御中
県連 御中

県 JA名

担当部署
記入者氏名

印

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。
変更年月日 年 月 日

加入生産者氏名	生産者 コード	①現在所属の支所(旧)		②新所属の支所		②の所在地	電話番号
		支店 コード	支所名	支店 コード	支所名		
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	

- 1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
- 2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。
- 3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増してご使用ください。

< 記入例 >

《 JA一県連・県営業所一全農 》

基金加入生産者の所属支所変更届

全国農業協同組合連合会 御中
県連 御中

JA名

県名を
必ず入れてください

担当部署
記入者氏名

(印)

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。
変更年月日 年 月 日

加入生産者氏名	生産者 コード	①現在所属の支所(旧)		②新所属の支所		②の所在地	電話番号
		支店 コード	支所名	支店 コード	支所名		
中村一郎	001243	001	和田支所	010	山下支所	相良郡山下町山下321	0123-45-6789
鈴木次郎	002531	001	和田支所	010	山下支所		
田中三郎	002356	001	和田支所	010	山下支所		
伊東史郎	005463	001	和田支所	012	大原支所	山門市大原4-5-6	0124-32-4563
山田悟郎	008210	001	和田支所	012	大原支所		
山中六郎	001234	010	山下支所	001	和田支所	設楽郡香美町和田789	0125-25-3333
海上七朗	006871	010	山下支所	001	和田支所		
河上鉢郎	004693	010	山下支所	001	和田支所		
源球朗	010135	012	大原支所	010	山下支所		
平重郎	002784	012	大原支所	010	山下支所		

1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。

数量変更申請書
(生産者→JA(県連・全農))

(農協等)

平成 年 月 日

殿

(生産者)

住所

氏名

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 平成 年度 第 半期 (月 ~ 月) 以降
2. 変更数量および免除額

	7~9月	10~12月	1~3月	合 計
変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
免除額(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 600円/トン

3. 理由 : 廃業のため

以上

※飼料会社直対の生産者の場合は全農宛ての文書とし、飼料会社に提出してください。

数量変更申請書
(JA→県連(全農))

平成 年 月 日

(県連等)

殿

(農協等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 平成 年度 第 半期 (月～ 月) 以降

2. 変更数量および免除額

	7～9月	10～12月	1～3月	合 計
変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
免除額(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 600円/トン

3. 添付書類

- ・生産者別数量変更明細表
- ・生産者からの申請書 (写)
- ・廃業証明書 (写)

以上

配合飼料安定基金数量契約の一部変更生産者別明細表

農協名：

生産者コード	生産者名	畜種	契約解除数量(ト)				継続/新規	積立免除額 (円)
			7—9月	10—12月	1—3月	合 計		
合 計								

※添付書類：組合長名による申請書および変更にかかわる公的証明書(廃業証明書等)を添付のこと。

数量変更申請書
(県連→全農)

全国農業協同組合連合会

平成 年 月 日

代表理事理事長

殿

(県連等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 平成 年度 第 半期 (月 ~ 月) 以降

2. 変更数量および免除額

		7～9月	10～12月	1～3月	合 計
変更数量 (トン)		▲	▲	▲	▲
免 除 額	生産者積立金(円)				
	2号会員等積立金(円)				
	合 計(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 600円/トン

2号会員等積立金 : 300円/トン

3. 添付書類

- ・JA別契約数量変更明細表
- ・JAからの申請書 (写)
- ・生産者からの申請書 (写)
- ・廃業証明書 (写)

以上

積立金通知書(見本)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

平成 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

配合飼料供給安定基金通常補てん積立金の納付について（ご通知）

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、下記の内容にてご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 積立金対象期間 : 平成〇〇年度第〇四半期（〇 ～ 〇月）
2. 積立金金額 : 円
3. 納付年月日 : 平成 年 月 日
4. 納付内容 :
補てん積立金対象数量 トン
積立金単価 円/トン
5. その他 : 積立金は四半期ごとの納付になります。

以 上

※安定基金システムの「帳票出力」メニューから出力できます。

四半期別配合飼料供給安定基金加入生産者出荷実績報告書

作成日:2011/09/05

ページ:1

対象期間:平成23年度第1四半期(4-6月)

県: D0 x x x

JA: 001 x x x

支所: 001 x x x

所属長印	経理等印	担当者印

補てん金単価:1,050円/ト

生産者		契約数量(トン)		出荷数量(トン)		補てん対象数量(トン)		補てん金額(円)	
		畜種	契約区分	4～6月	4月	5月	6月	合計	
154010	全農太郎	肉牛	継続契約	150.00	51.260	53.450	53.850	158.560	157.500
154020	全農次郎	肉牛	継続契約	256.00	86.250	85.000	84.300	255.550	268.275
154030	全農花子	肉牛	継続契約	1.560.00	543.000	550.000	540.000	1.633.000	1.638.000
		乳牛	当初転入	23.00	7.000	6.500	7.200	20.700	24.150
生産者計				1583.00	550.000	556.500	547.200	1653.700	1.662.150
154040	全農美子	豚	継続契約	257.00	88.000	86.500	85.400	259.900	269.850
154050	全農三郎	乳牛	新規契約	150.00	51.260	53.450	53.850	158.560	157.500
支所計		肉牛		1966.00	680.510	688.450	678.150	2047.110	2.063.775
		乳牛		173.00	58.260	59.950	61.050	179.260	181.650
		豚		25700.00	88.000	86.500	85.400	259.900	269.850
小計				2.369.00	826.770	834.900	824.600	2.486.270	2.515.275

※この帳票および出荷数量を証明できる伝票等は10年間保存してください。

平成 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇〇〇

平成 年度 第 四半期 (~ 月)
配合飼料価格差補てん金の交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本組合飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金について、下記のとおり
交付しますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------------|---|--------------|
| 1. 補てん金交付額 | : | 円 |
| (内訳) 通常価格差補てん金 | | 円 |
| 異常価格差補てん金 | | 円 |
| 2. 契約数量 | : | トン |
| 3. 実績数量 | : | トン |
| 4. 補てん対象数量 | : | トン |
| 5. 補てん金単価 | : | 円/トン |
| (内訳) 通常価格差補てん金単価 | | 円/トン |
| 異常価格差補てん金単価 | | 円/トン |
| 6. 交 付 日 | : | 平成 年 月 日 () |
| 7. その他 | : | |
- (1)通常価格差補てん金額は、補てん金交付額から異常価格差補てん金額を差し引いた金額です。
- (2)補てん金交付日に、補てん金を受領したことを確認してください。
- (3)通知内容に疑義がある場合は、農協へご連絡ください。

以 上

平成 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料価格差補てん金交付について（報告）

貴会と本組合との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会より交付された価格差補てん金を対象の生産者に交付したことを、以下のとおり報告いたします。

記

1. 交付対象期間 平成〇〇年度第〇四半期（〇～〇月）

2. 交付金額 円

3. 最終交付年月日 平成 年 月 日

4. 交付内容

- ・ 契約数量 トン
- ・ 出荷数量 トン
- ・ 補てん対象数量 トン
- ・ 交付金額 円
 - ＜内訳＞通常価格差補てん金（不課税）： 円
 - 異常価格差補てん金（不課税）： 円

5. 交付単価

- ・ 交付合計単価 円/トン
- ＜内訳＞ 通常価格差補てん金単価 : 円/トン
- 異常価格差補てん金単価 : 円/トン

6. 添付書類

- ・ 生産者別補てん交付明細表

以上

TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表

JA名： 対象期間：平成 年度 第 四半期分（平成 年 月～平成 年 月）

支所名	生産者名	TMR				一般配合飼料 購入数量 (トン) ④	合計 (出荷実績 報告数量) (トン) ③+④
		製品名	購入数量 (トン) ①	安定基金 対象割合 (%) ②	安定基金 対象数量 (トン) ③=①×②		
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			

※TMRの出荷実績報告の際に作成し、出荷実績報告書に添付して保管する。

広域調整の依頼文書

平成 年 月 日

〇〇農業協同組合

畜産部長 △△△△殿

××農業協同組合

畜産部長 ◇◇◇◇

平成 年度第 四半期配合飼料安定基金補てん交付申請について（ご依頼）

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、表題の件につきまして、下記のとおり補てん対象数量の追加をご依頼申しあげます。

敬具

記

1. 対象生産者 : a 農場
2. 追加要請数量 : ×××トン
 - (1) 契約数量 : ○○○○トン
 - (2) 出荷数量 : △△△△トン
 - (3) 超過数量 : ◇◇◇トンうち、追加要請数量 ×××トン

以上

出荷報告の修正

平成 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事

殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長

印

平成 年度 四半期（ ～ 月分）出荷報告の修正について

平成 年度第 四半期分の出荷報告において誤りがありましたので、事務処理要領に基づき下記のとおり修正報告します。

記

1. 修正明細

	数 量 明 細			補 て ん 額		
	当該四半期 契約数量(トン)	当該四半期 購入数量(トン)	補てん対象 数量(トン)	補てん額の合計 〇〇円/トン	内通常補てん金 〇〇円/トン	内異常補てん金 〇〇円/トン
① 誤						
② 正						
②－① 修正						

2. 生産者別明細 : 別紙のとおり

3. 返金月日 : 平成 年 月 日 貴会へ振り込み送金しました。

以 上

*数量明細の記載は、合計数量です。

*補てん額の計算は、補てん額の合計から異常補てん額を差し引いたものを通常補てん額とします。

*端数は、円未満切捨てです。

《別紙》

生産者別明細表

生産者名 (コード)		数量明細			補てん額		
		当該四半期 契約数量(ト)	当該四半期 購入数量(ト)	補てん対象 数量(ト)	補てん額の合計 円/ト	内通常補てん金 円/ト	内異常補てん金 円/ト
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						

補てん金交付に関する事務チェックリスト

出荷報告月(7月・10月・1月・4月)

農協名		確認者	
支所名		記入者	

I 今回の出荷報告は、平成 年度 第 四半期(月～ 月)分です。

II 出荷報告の締切日： システム入力 月 日

III 第 四半期分の補てん単価は、 円です。

番号	項 目	点 検	備 考
1	加入生産者と飼料購入者の名が合致しているか		
2	基金へ報告する出荷実績は、 <u>基金対象外銘柄の配合飼料供給が含まれていないか</u> *基金対象外銘柄は、県連・県農協・指定飼料会社へ確認してください		
3	出荷実績は、出荷日が対象四半期に含まれるものか		
4	特に袋物の出荷実績は正しい数字になっているか		
5	出荷元である県連・県農協・指定飼料会社との販売実績数量と照合し確認したか		
6	供給伝票等にある出荷数量と安定基金システムに入力した数量は合致しているか		
7	TMRの場合、「TMR購入数量×安定基金対象割合」の数量となっているか		
8	TMRの場合、「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表」などが添付されているか		
9	加入生産者へ通知する交付文書は以下の内容が記載されているか。 ①補てん金交付総額 ②補てん金単価(通常・異常の別) ③交付年月日 ④交付日に補てん金を受領することの確認する旨の依頼 ⑤交付文書内容についての疑義問い合わせ先		
10	補てん金交付完了報告は提出したか * 追加補てん金があった場合は、追加補てん金分も完了報告が必要です		
11	追加申請または返金がある場合は、期日までに報告したか。		

* 基金補てん金事務をおこなう場合に作成し、出荷実績報告書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く出荷実績を報告して下さい。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する実績のみを報告ください。

安定基金システム使用者申請書

平成 年 月 日

全国農業協同組合連合会

畜産生産部 推進・商品開発課長殿

〒

住所

J A ・会社名

申請者

印

連絡先電話番号

安定基金システム使用者申請書

安定基金システム使用にあたり下記のとおり、申込みます。

なお、申請者はシステムを適正に使用することを管理指導し、次の事項を順守することを誓約します。

- (1) 安定基金システムに登録の生産者個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 使用者が変更び場合は遅滞なく届出し、前任者についても上記1の義務を順守します。

添付資料 : 安定基金システム使用者一覧

Q & A さくいん

I. 安定基金の概要

1. 安定基金とは

- Q1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか2
- Q2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか2
- Q3 通常基金はどのような経過でできたのですか2
- Q4 異常基金はどのような経過でできたのですか3
- Q5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか3
- Q6 指定飼料会社とはどこを指しますか4
- Q7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか4

2. 安定基金の運営

- Q8 基金はどのように運営されているのですか.....5
- Q9 評議員会の果す役割は何ですか.....5
- Q10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか.....5
- Q11 基金の運用結果はどういう方法で生産者に報告するのですか.....6
- Q12 通常基金はなぜ「社団法人」から「一般社団法人」に変わったのでしょうか.....6
- Q13 通常基金が「社団法人」から「一般社団法人」になって、何が変わりましたか.....6

3. 安定基金システム

- Q14 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか7
- Q15 安定基金システムの運用時間を教えてください7
- Q16 どのパソコンからでも使用できますか8
- Q17 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押しても次の画面が開きません ...8
- Q18 I D・パスワードを忘れてしまいました。どうしたらよいですか8
- Q19 人事異動により、担当者が代わりました。前任者の I Dを使用してもいいですか.....8
- Q20 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、どうすればよいですか8
- Q21 県連やとりまとめ部署が農協の代わりにシステム入力したり、進捗状況をチェックすることはできますか9
- Q22 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか9
- Q23 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか9

Ⅱ. 契約

1. 契約全般

- Q24 基本契約とは何ですか ……………13
- Q25 数量契約とは何ですか ……………13
- Q26 どの契約書を結べばよいですか ……………13
- Q27 契約は何k g 単位から可能ですか ……………14
- Q28 契約数量の決め方に制限はありますか……………14
- Q29 契約の際のシステム入力はどうにすればよいですか ……………14
- Q30 契約のシステム入力期間はいつですか ……………15
- Q31 システム入力期限（3月15日）以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか ……………15
- Q32 基金への加入対象者の要件は何ですか ……………15
- Q33 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか ……………16
- Q34 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか ……16
- Q35 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。どうすればよいですか ……………17
- Q36 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか ……………17
- Q37 鶏、牛、豚、うずら以外の家畜でも基金加入できますか ……………17
- Q38 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか ……………17
- Q39 対象となる配合飼料は何を指しますか ……………17
- Q40 TMR飼料は対象になりますか ……………18
- Q41 契約書の飼養規模はどうに記入したらよいですか ……………18
- Q42 当初数量契約の時、数量0（ゼロ）の契約は可能ですか ……………18
- Q43 システムで生産者の新規登録を行った後、契約を行わないこととなったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか。 ……………19
- Q44 年度途中での数量変更は認められますか ……………19
- Q45 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどうにしたらよいですか ……………19
- Q46 安定基金の契約書に印紙は必要ですか ……………19
- Q47 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……………19
- Q48 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか ……………21
- Q49 どのような場合に別途納付金がかかるのですか ……………22
- Q50 別途納付金の単価はどうに算出されるのですか ……………22
- Q51 別途納付金はいつ徴収されますか ……………23
- Q52 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか …23

2. 基金間移動

- Q53 基金間移動とは何ですか ……25
- Q54 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか ……25
- Q55 基金間移動はいつおこなえますか ……25
- Q56 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか ……25
- Q57 基金間移動の際のシステム入力はどのようにすればよいですか ……26
- Q58 基金間移動の場合の別途納付金はどのようにになりますか ……27
- Q59 基金間移動に回数制限はありますか ……27
- Q60 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか ……27
- Q61 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか ……28
- Q62 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、基金間移動はできないのですか ……28
- Q63 どのような場合に取り下げとなるのですか ……28
- Q64 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか ……29
- Q65 このように取り下げを行うのは3基金共通のルールですか ……29
- Q66 取り下げとなった場合、どうすればよいですか ……29
- Q67 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか ……29
- Q68 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください ……29
- Q69 下期基金間移動によって、農協⇄県連、県連⇄全農の契約数量が変動した場合、「追加覚書」や「減量通知書」の作成が必要ですか ……30
- Q70 生産者が基金間移動した場合すれば、補てん財源はどのように移動するのですか ……30
- Q71 基金間移動を認めるには、基金間に財源格差があっては困るのではないですか ……30

3. 借入金と80%ルール

- Q72 なぜ基金は多額の借入を行ったのですか ……36
- Q73 現在の借入金残高はいくらですか ……36
- Q74 借入金の返済はどのように行われるのですか ……37
- Q75 なぜ合理的な理由がなく「数量契約を更新しない場合」や、「契約数量を大きく減じる場合」に、補てん金の一部を返納しなくてはならないのですか ……37
- Q76 契約数量を大きく減じる場合とはどの程度の減少のことですか ……37
- Q77 「合理的理由」とはどのような理由ですか ……37
- Q78 自家配や単味飼料、自給飼料への移行は「合理的理由」として認められますか ……38
- Q79 廃業により前年度第4四半期より解約（契約数量を0トンに変更）した生産者は、すでに廃業証明書を提出済みですが、新年度契約データで、80%以下としてあがってきます。改めて、確認書や廃業証明書を提出する必要はありますか ……38
- Q80 返納金額はどのように計算するのですか ……38

- Q81 前年度対比で契約数量が80%以下となる生産者ですが、借入れによる補てん金を受けた年度の契約数量と比較すると減少しておらず、返納金額を計算しても、返納は生じないことが分かりました。このような場合も確認書の提出が必要ですか。 ……39
- Q82 借入れによる補てん金を受けた年度より後に新規加入した生産者は、前年比で契約数量が減少しても、返納は発生しませんが、このような場合も確認書の提出が必要ですか。 ……40
- Q83 借入による補てん金を返納しない場合、借入金の返済が完了した後も再契約できないのですか ……40
- Q84 基金加入を継続しないと補助事業に参加できないのですか ……40
- Q85 なぜ廃業した生産者に補てんした借入金を継続生産者の積立金から返済しなくてはならないのですか ……41

4. 各種変更

- Q86 今まで畜種「肉牛」で契約していた生産者が、畜種「乳牛」でも契約する場合の手続きはどうなりますか。また、畜種を変更する場合の手続きは、どうなりますか ……42
- Q87 個人生産者の引退・死亡等に伴い、契約者氏名を妻や子に名義変更する場合はどうすればよいですか ……42
- Q88 個人経営者が法人化によって契約名義を変更する場合は、どうすればよいですか。また、法人経営の生産者が社名を変更した場合はどうすればよいですか ……43
- Q89 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか ……43
- Q90 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか ……43
- Q91 飼料取引の農協を変更した場合（商流変更の場合）、どのような手続きを行うのですか ……43
- Q92 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか ……44

Ⅲ. 数量変更

- Q93 年度途中での数量変更は認められますか ……45
- Q94 数量変更の申請期限はいつですか ……46

Ⅳ. 積立

- Q95 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……47
- Q96 通常積立金は他の基金（畜産基金・商系基金）でも同じ単価ですか ……48
- Q97 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか ……48
- Q98 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか ……48
- Q99 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……49
- Q100 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか ……49
- Q101 積立金に消費税はかかりますか ……49
- Q102 積立金の振込手数料はどこが負担しますか ……49

- Q103 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか ……………49
- Q104 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか ……………50
- Q105 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか ……………50
- Q106 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか ……………50
- Q107 農協は積立金について領収書を出すことはできますか……………50

V. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

- Q108 補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………51
- Q109 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか ……………52
- Q110 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか ……………52
- Q111 輸入原料のうち、なぜこの6原料を用いるのですか ……………52
- Q112 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか ……………52
- Q113 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」としたのですか ……………52
- Q114 異常補てんの特例基準とは何ですか ……………53
- Q115 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか ……………53
- Q116 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3までとしたのですか ……………53
- Q117 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか ……………53
- Q118 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか ……………54
- Q119 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか ……………54
- Q120 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか……………54
- Q121 補てん単価はいつ分かりますか ……………55

2. 出荷実績の報告

- Q122 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうにすればよいですか ……………57
- Q123 出荷実績のシステム入力期間はいつですか ……………57
- Q124 TMRの出荷実績報告はどうにすればよいですか ……………58
- Q125 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか ……………58
- Q126 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか ……………58
- Q127 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどうにするのですか ……………58
- Q128 広域生産者で、飼料取引が複数の農協にまたがる場合出荷実績調整ができますか ……………58
- Q129 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか ……………59

Q130 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……59

Q131 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか …59

3. 補てん金の交付

Q132 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか ……………60

Q133 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか ……………61

Q134 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか ……………61

Q135 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか ……………61

Q136 補てん金は課税対象ですか ……………61

Q137 補てん金の経理処理はどうすればよいですか ……………61

発行元

全国農業協同組合連合会 畜産生産部 推進・商品開発課

東京都千代田区大手町1-3-1

Tel 03-6271-8236